

---

令和5年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和5年6月14日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年6月14日 午前8時56分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 庭田 英明 議員
  3. 村上 定陽 議員
  4. 河村由美子 議員
  5. 中田 元 議員
  6. 桜下 善博 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 庭田 英明 議員
  3. 村上 定陽 議員
  4. 河村由美子 議員
  5. 中田 元 議員
  6. 桜下 善博 議員

---

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君  | 2番 村上 定陽君  |
| 3番 三浦 浩明君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 河村由美子君  | 6番 松蔭 茂君   |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 藤升 正夫君  | 10番 中田 元君  |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |          |       |        |
|--------|-------|--------|----------|-------|--------|
| 町長     | …………… | 岩本 一巳君 | 副町長      | …………… | 赤松 寿志君 |
| 教育長    | …………… | 中田 敦君  | 教育次長     | …………… | 大庭 克彦君 |
| 総務課長   | …………… | 野村 幸二君 | 企画課長     | …………… | 深川 竜也君 |
| 税務住民課長 | …………… | 山根 徳政君 | 保健福祉課長   | …………… | 中林知代枝君 |
| 医療対策課長 | …………… | 渡邊 栄治君 | 産業課長     | …………… | 堀田 雅和君 |
| 建設水道課長 | …………… | 早川 貢一君 | 柿木地域振興室長 | …………… | 深川 千恵君 |

---

午前 8 時 56 分開議

○議長（安永 友行君） ちょっと早いですが、始めます。一般質問の残り時間が前はここに赤いのがあったんですが、表示板にありますので、あれを確認しながら発言をよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

---

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、9 番、藤升議員の発言を許します。9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 改めておはようございます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。日本共産党の藤升正夫でございます。よろしく願いいたします。

初めに、水田活用の直接支払交付金について、今年から一部運用が変わったことについてお聞きをいたします。

昨年は水田活用の直接支払交付金について、5 年に一度は水稻を作付しないと交付金が出なくなるとの説明を受けていました。

今年の水田活用の直接支払交付金について、農林水産省のパンフレット、「令和 5 年度経営所

得安定対策（農業者の皆様へ）」の水田活用の直接支払交付金の交付対象水田、5年水張りルールの具体化において「水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします」とした上で、ただし、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は水張りを行ったとみなす、と条件緩和をしております。

水稲作付しなくても5年間に一度、湛水管理を1か月以上行えば交付金の対象となる場合の状況確認の方法について聞きます。

また、用水を自然取り入れできる圃場での対応が可能かと考えますが、職員には新たな負担が加わることとなります。業務増に対する人件費について、国は出してくるのか。この2点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。どうかよろしく願いいたします。

藤升議員のまずは1点目でございます。水田活用の直接支払交付金は水稲作付しなくても交付かということについて、御答弁申し上げたいと思います。

水稲作付しなくても5年間に一度、湛水管理を1か月以上行えば継続的に水田活用の直接支払交付金の対象水田となるというのは、2月の水稲細目書を送付した後の4月の5日付で関係要綱の改正に伴い、追加された要件でございます。

詳しく言えば令和9年度以降、過去5年間連続して水稲の作付が行われていない農地を交付対象水田から除くとしつつ、湛水管理を1か月以上実施したことが確認できること、連作障害による収量低下が発生したことが確認できることに該当する場合、水稲を作付したとみなすとして、これらの取り組みが行われた農地は結果として交付対象水田であり、関係交付金の受給を継続できるというものでございます。

御質問のございました状況確認方法につきましては、施行後間もないために正式に示されていないところでありますが、国の担当者からは「湛水管理としては、取水始期と落水直前時期等、複数回の現地確認による湛水状況やその期間を確認することが望ましい」、また、「連作障害の発生の有無としては、収量等の聞き取り調査により確認することが望ましい」と御指導いただいております。

そのため、担当職員による現場確認を行いつつ、対象農家へは今後このような要件追加の周知も併せて取り組みたいと考えております。また、本件に伴う別途の人件費補助はございませんが、これまでの現地確認等々の調整により業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 現地の確認の方法についてはまだこれからで、実質的には令和9年度から影響がしてくるというものでありますので、また今後の中でお聞きをしたいと思いま

す。

続きまして、次、農業委員会の件について。

特に農業委員会の役割のうち、任意の業務に関連して質問を行います。

2016年、平成28年の4月に農林水産省から「農業委員会法改正について」が公表されております。この中で農業委員会等に関する法律第6条（所掌事務）で改正前に任意業務とされていた「農地等の利用の最適化の推進」を必須業務とし、改正前の第3項にあった「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申」を削除したことについて、「法的根拠がなくとも行えるため、法令業務から削除」という説明を加え、削除しています。ということは、農業委員会は任意業務として「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申」を行えると受け止めることができます。

町長にお聞きいたします。農業委員会の会議に出席する農業委員、農地利用最適化推進委員の方々には、法律から削除されていても「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申」を行うことができると理解されていると思うか、お聞きをいたします。

また、この法律から削除された法的根拠がなくとも行える部分について、農業委員会の新体制になってからの取り組みの状況について、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、農業委員会の役割のうち、任意の業務への取り組み状況はということでお答えをしたいと思います。

新たな農業委員会制度は平成28年度に改正されました。その中で農業委員会がその主たる事務である農地利用の最適化の推進、具体的には、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等についてでございますが、こうしたことに関する事務に集中して取り組むことができるように、「農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申」につきましては、法令根拠がなくとも行えるよう、法令事務から削除されたところでございます。

農業委員会に付与された大切な役割を十分に発揮するためには、地域の農業や農業者を取り巻く社会情勢を的確に把握し、活動を効果的に実施する必要があります。そのため、農業委員会においては農業者との意見交換会を実施して、昨年度は新規就農者との意見交換会を実施いたしました。

農業委員や農地利用最適化推進委員の皆さんに対しては、農業委員会制度に関する研修会を行っておりまして、令和3年の委員改選時にも、その内容について研修会を実施しています。また、農業委員、最適化推進委員一人ひとりに確認をしたわけではございませんが、農地等の利用の最

適化に関する施策について、必要ある場合には関係行政機関に対し、施策の改善等、意見を提出できるものと理解していることとっております。

また、法改正後の新体制になってからの取り組み状況についてでございますが、平成30年5月に吉賀町農業委員会から吉賀町長宛てに「吉賀町農業施策に関する意見書」が提出されております。

内容は、地区単位での組織づくり、新規就農者等に対する農地の情報提供、農地の集積のための情報提供についての意見でございました。今後も農地に関する施策について、必要に応じて改善の提案等があるものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいまの答弁というのは、農地利用に関連する部分については町長が言われたとおりでありますけれども、農地の利用以外に農業者の生産そのもの、経営、そういうところについても十分できるものだというふうに解釈をされますが、その点について町長自身はどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げましたように、平成30年に意見の照会もございました。私も当然それを了承しているところでございます。

今、9番議員が言われましたことにつきましても、関係者の皆さんといろいろこう考えていかなければならないというふうに考えております。

今回の農業委員会法の改正が行われたということ、そうしたことも含めての趣旨だろうというふうに考えております。

特に農業委員会の事務の簡素化であったり、選出の方法であったり、それから新たにできました農地利用の最適化推進委員の選出であったり、あるいは組織的な問題であったりいろいろなことがあるわけでございますので、農地の利用等につきましても、また産業課のほうと協議しながら検討もさせていただきたいと思っておりますし、それから農業委員会のほうから意見照会があれば、そのようなことに対してのことも当然考えていきたい、検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。当然、農地のほうを有効活用させていただいて最適化が図られるような体制確保をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 農地利用の最適化だけで農業者が経営そのものを十分な形でできるかという、そうじゃないと思います。

吉賀町の農業委員会会議規則第2条の第2項に「町長が諮問したときは遅滞なく会議を招集し

なければならない。」とあります。

このたび作成された吉賀町農業振興ビジョンは、農業で得られる収入より農業の経費が上回り、赤字となっても荒らしてはいけないと必死に踏ん張っている生産現場の実態を正確に捉えたものになっていると自信を持って言えるのでしょうか。担い手への農地集積、スマート農業技術の導入で、吉賀町の農業は本当に成功するのでしょうか。

私は、農地を守ることは国土を守ることであり、農業の再生産のために必要なのは、農業経営が持続できる条件の整理であり、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策をしっかりと行うことだと考えています。これは町の財政だけでできるものではありません。食料安全保障のために自給率を引き上げる政策の実現は、国が責任を持ってやらないと実現しないことです。

このことについて、町長も東京のほうへも多く足を向けておられます。しっかりとこのことについて意見を述べていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

3つ目の質問で準備しておりますのは、国民健康保険税の引下げを求め、質問をするものであります。

国民健康保険税は、協会けんぽなどの健康保険のように給与額によって決まるのではなく、世帯ごとの平等割と世帯の人数に応じて負担する均等割部分を併せた応益割部分と、世帯の所得に応じて決まる所得割によって決まるため、所得が少なくても人数が多ければ保険税が増えることになります。

昨年から未就学児の均等割額の半額を減額する一方で、3年前の保険税の引上げは応益割部分の比率を多く上げ、本定例会に町長が提案した吉賀町国民健康保険税条例の一部改正は、医療給付分について世帯と人数に係る応益割部分の下げ幅を大きくすることによって、応益割合は現行の53%から51%へと2ポイント少なくしております。

その一方で、今後の改定において、県の標準保険料率に近づけることが説明では加えられておりました。

そこで町長にお聞きをいたしますが、今後の改正においても今回と同様、応益割部分を引き下げ、国保税全体を引き下げる、そういう方針で臨んでいただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、国民健康保険税の引下げをということについてお答えをいたします。

6月5日の全員協議会で説明させていただいた内容で、国民健康保険税率改正に係る条例の案を本6月定例会のほうへ上程し、御審議を頂いておるところでございます。

改正案では、国保税全体の引下げ及び応益部分の比率を引き下げる内容でございます。

改正案に基づくシミュレーションでは、現行の税率と比較した場合、御質問にあります応益割合の比率は、医療分が53%から51%、後期高齢者支援分が53%を51%、さらには介護納付金については57%だったものを50%にそれぞれ変更し、それに伴う1人当たり保険税調定額は年間でおよそ6,000円から7,000円の減額となる見込みでございます。

均等割額は被保険者数に応じて賦課されますが、その趣旨は所得の低い加入者が多い国民健康保険において安定的に保険運営を行うためには、一定程度応益部分を負担していただくことは必要でございます。適正な税率設定に努め、被保険者に対して丁寧に説明をしてみたいと思います。

一方、低所得者等の負担軽減についても充実が必要であると認識しておりまして、そのための対策について島根県内をはじめとする各保険者との連携によって、国・県に要望してみたいと思います。

今後の方針のところでは応益部分をさらにというようなお話もございました。今回、これまでのものは見直しをさせていただいて応益部分のパーセンテージを引き下げようとしていますので、今後これからの少し状況を見ながら対策をまた考えていかなければならないかと思っております。

やはり全県的な状況を見ながら、先ほども申し上げましたいろいろな制度の中で我々自治体としてできるということであれば、また県を通じて国のほうへの要望活動等もできるかと思っておりますので、あらゆる側面から対応について考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） あらゆる方法でということでありまして。この件につきましては、知事会でも、国庫から1兆円の国庫負担をということが言われていたときもございました。

もう一方で、実際の負担割合について見ますと、事業所に雇用されておられる方の多くが協会けんぽの被保険者となっております。介護保険分も含めた保険料は、雇用主が半額負担することによって収入の約6%の保険料負担となっております。

国保はどうでしょうか。60歳代夫婦を想定して、年100万円の収入で医療分と介護・後期高齢者支援分を合わせると、17.1%の保険税で17万1,000円となっております。

協会けんぽ、先ほど言いましたように、6%、これの3倍も国保の場合は払わなきゃなりません。これはあくまでも所得割の部分も全部含めてですが、所得に係る応能割だけでも協会けんぽの2倍、さらに均等割・平等割が加わった結果としてそのようになるわけですが、協会けんぽ並みの負担となるような国民健康保険税の仕組みそのものの改正が必要ではないかと思いま

す。

といいますのは、先ほど答弁がありましたように、安定的な運営という点では国保の場合、所得の少ない方々が多数を占める中で払える、運営をするためということで多くの何倍もの負担を強いられていると。したがって、私はこれも町だけではできない課題だというふうに考えております。しっかりと市町村、また知事レベル、市町村会への働きかけ、そして国へも同様の要請をしっかりと行っていくことこそ必要ではないかというふうに考えております。

という意見を述べまして、次の質問に移ります。

風力発電施設計画撤回に向け事業者への働きかけを求める質問を行います。

風力発電については、これまで何人もの同僚議員の方々が一般質問で取り上げておられ、町長の答弁はよく調査された中からされているところではあります、私からも行うものであります。

先般「吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会」、代表は宗内正照さんですが、考える会が町長に、吉賀町から山口県岩国市・周南市にまたがる地域で計画されている風力発電施設建設計画、「（仮称）西中国ウインドファーム事業（事業者、電源開発株式会社、事業規模は4,300キロワット、33基、最大で14万1,900キロワット）」の撤回に向けた要望を5月12日に行ったと地方新聞が報じておりました。

この要望には、学園施設の保存活用を求めた署名1,075名を大きく上回る1,804人分、そのうち吉賀町の方が1,155名とされておりましたが、この署名が添えられ、これまで建設された各地の現状について調査した結果、森林伐採や造成工事による地滑りや土砂崩れ、濁水など環境への深刻な影響、睡眠障害など健康被害も多く報告されている。

町長には、多方面から事情聴取と住民への情報提供、意見聴取の実施、風力発電施設建設計画の撤回に向け、事業者への働きかけを求めており、「町長は「真摯に受け止め、慎重に対応する」と述べた」と記事にありました。

また、この風力発電計画は昨年12月6日に電源開発株式会社が、当初見込みより工事料増加に加え、円安、資材価格の高騰による中止や規模縮小を視野に見直す方針を自治会に伝えた」との報道があり、要望書には、事業者は説明会を開催したが、地域住民全体には周知しなかった。懸念される事柄について納得できる回答はなく、不安が大きくなっている。このまま建設計画が進めば地域住民、高津川流域の住民、地元自治体が将来、大きな不利益を被ると懸念を表明しています。

風力発電計画に関連する報道、要望内容に間違いがないか、さらにその後の事業者の動きについて、簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、風力発電施設計画撤回に向け事業者への働きかけ



をということで、まずお答えをしたいと思います。

仮称でございますが、西中国ウインドファーム事業に関する住民団体からの要望についての御質問でございますが、9番議員がおっしゃられるように、去る5月の12日に「吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会」の代表ほか2名の方が来庁されまして、風力発電事業に関する要望書及び署名を提出され、確かに受け取ったところでございます。

一連の新聞報道や要望書内容に誤りはございません。昨年11月、該当事業者より、工事量の増加や資機材費の高騰などを理由に開発工程の見直しを行うとの報告がございましたが、それ以降この事業者の新たな動きにつきましては報告がございませんし、承知をしていないところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 要望書の大規模風力発電計画で懸念されることの1番目に、まちづくり基本計画との整合があります。

これは第2次吉賀町まちづくり基本計画の第2部、基本計画の初めの「高津川流域の自然に恵まれた環境の保全と多様な生態系を守るため、住民・行政・各種団体がそれぞれの責務と役割分担のもとに連携し、環境負荷を軽減する施策の展開に取り組みます」という基本方針を示しており、「多様な可能性の喪失への不安、心配がある」と述べていますが、このことに対し、町長はどのように受け止められたか。

また、風車騒音や低周波音による睡眠障害など健康被害について、どのように捉えているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、2回目の質問でございます。清流高津川につきましては、本町の豊かな自然の源でございまして、町民にとって最も身近で大切な存在であることから、自然に恵まれた環境を大事にする風潮や多様な生態系を尊重する文化などが育まれたものというふうに考えております。

第2次吉賀町まちづくり計画に掲げておりますように、「高津川との共生による環境づくり」を推進しております。

風力発電事業によりまして、高津川流域の恵まれた自然環境が失われることはもちろんのことでございますが、本町が取り組む地方創生や将来人口などに悪影響を及ぼすようなことがあってはならないのは論をまちません。また、騒音や低周波音による健康被害についても同様に、地域住民の暮らしや生活を脅かすようなことがあってはならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 次の質問に移りますが、島根県知事が事業者からの計画段階環境配慮書に対して行った知事意見から、町長の考えをお聞きをするものです。

知事意見の個別的事項には、騒音及び低周波音、風車の影、水環境、地形及び地質、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、風車の反射光の9項目にわたって意見が述べられています。このうち、動物・植物・生態系において、「特別天然記念物のオオサンショウウオが生息する可能性がある。絶滅危惧種であるクマタカなどの生息が確認されている。影響の検討に当たっては、アユの餌となる河床の付着藻類やクマタカなどの重要な動物の餌資源となる動植物についても調査し、事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。」とあります。さらに、「事業実施想定区域内にはクロモジブナ群集（ブナ原のブナ林）や、ブナーミズナラ群落など多様な種を維持する生態系の形成において、貴重かつ重要な役割を果たす植生が存在している。」と生態系保全に向け、丁寧に述べられています。

その一方で、騒音及び超低周波音のところで周辺の住居や住民等への影響が生じるおそれがあることから、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」平成29年5月26日に環境省から出ていますが、この指針やその他の最新の科学的知見及び同型機の先行事例の知見を反映し、その結果を踏まえ、影響を回避・低減することとしています。この指針には風力発電施設から発生する20ヘルツ以下の超低周波音については、人間の知覚閾値——数値的な境目ですけれども、この閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされていることから、風力発電施設を設置しようとする事業者は超低周波音に由来する被害、苦情に真剣に目を向けない姿勢を持っています。

しかし、風力発電施設の運転が行われるようになってから騒音、体調不良などの苦情が増加し、環境省において調査がなされた2010年10月公表の調査結果は、定格出力2,000キロワット、施設までの距離1キロメートルでも苦情が継続しているという調査結果もあります。

また、県内の風力発電施設から3キロメートルほど離れたところの人が体調不良という話を、町内の方からもお聞きをしております。ネット上には、全国の風力発電に起因した睡眠障害・頭痛・めまい・イライラなど個人によって様々で、その程度も軽いものから我慢し切れないものまで特徴ある報告がなされております。このことから、環境省の指針ありきの方法書では不十分ではないかと考えます。騒音及び超低周波音から町民の健康を守ることに、町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、3点目についてでございます。騒音や超低周波音による健康被害をはじめとする風力発電事業の環境影響に関する情報が少ないために、全国的に

も懸念や不安の声が多く上がっているのが現実ではないかというふうに考えております。

このため、経済産業省や環境省におきましては、技術的な知見や考え方を取りまとめましたガイドや指針等が作成されまして、これによって環境アセスメントが実施されております。

先ほども御紹介ございました、環境省によります「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」でございます。この内容が発出されているわけでございますが、その中でも騒音については聞こえ方に個人差があり、また地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても可能な限り風車音の影響を小さくするなど、十分に配慮する必要があるというようなことが現実に明記がしてございますし、そのことは認識しておるところでございます。

町といたしましても、最新の科学的知見や先行事例の知見を確認するとともに、県や環境省に照会するなどして広く情報収集に努めてまいりたいと思います。なお、通告の中でも動植物であったり、生態系への懸念もございました。

先般、町内のNPO法人さんが、集会施設のほうで魚についての勉強会をされました。私も教育長と一緒にそちらのほうへ参加をさせていただきました。50人以上の方が参加をされて、この吉賀町の自然に対して非常に関心が高いということを感じをしたところでございます。

主にお魚の話だったわけですが、私も小さい頃に経験しておりますが、溪流におりますヤマメであったり、ゴギであったり——それから、私はその勉強会でびっくりしたのは、日本海側に注ぎ込む、流れ込む河川の中で、この一級河川の高津川の河口で捕れるウナギの量が日本海側では一番多いんだそうです。びっくりいたしましたけれど。そうした貴重な資源があるということ、この勉強会で知識として情報を得ることができました。

そうしたことを大切にしていかなければならないということもありますし、もちろん吉賀町は平成24年度からサクラマスプロジェクト事業というのをやっております、一旦、都会地、町場に出ても、しっかりその大海で栄養を蓄えて、この地元に戻ってください。遠く離れても、離れたところから吉賀町をしっかり応援してくださいということを降海魚であるヤマメあるいはサクラマスの魚を通じて、そうしたことを子どもたちに教えているわけでございます。

実際こうしたことによって仮にそうしたサクラマスとか、現実の問題として実態としてお伝えができない、子どもたちにできないということであれば、これはやはり説得力がないということになるわけでございますから、そうしたこともしっかり考えながら今回のこの風力発電の問題については検討していく必要があるかと思っております。

まだまだ要望書が上がっておりますが、確定をしているような今現状ではございませんが、そうしたこともしっかり精査をさせていただきながら検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） クマタカの問題に移っていきたいと思いますが、クマタカの生態調査をした報告がネット上に公表されています。これを見ますと、例えば4組のつがいを調査した結果、行動圏面積は広いところで14.8平方キロメートル、平均13.7平方キロメートル、別の報告では、4キロメートル四方尾根を境にしているなどあり、少なくとも風車から4キロメートルを超える範囲で面的に調査をされることになるのでしょうか。

「クマタカ生態図鑑」を著した野鳥写真家の若尾親さんは、「クマタカを守ること、それは日本の豊かな森林生態系を保全あるいは育成することに直結しているという視点だ」とのコメントをされております。

電源開発株式会社が公表しております（仮称）肥薩ウインドファーム、これは鹿児島県の出水市及び伊佐市ですが、この環境影響評価準備書を見ると、一般の意見に「事業想定区域には絶滅危惧種1種のクマタカが生息しています」、専門家ヒアリングの結果でも「生息及び繁殖が多く確認されており、影響が高いと考えられる」とあります。「クマタカは食物連鎖の頂点におり、自然豊かさの象徴です。山が切り開かれ、生息地が破壊されるだけでなく、バードストライクの問題、さらに低周波音の影響を受けて営巣を放棄した」という報告もあちこちで上がっています。

施設の耐用年数が過ぎたときに誰が風車を撤去するのかとの質問が行われておりますが、事業者からの回答は「本事業による鳥類への影響については調査・予測及び影響の回避・低減に努めております。その中で必要に応じ、専門家等の助言を頂きながら風力発電機の配置等の事業の計画の見直しを行いました」とあり、別の質問のところで4基減らしたという記述もありました。風車の撤去については事業終了後は基礎部分を含め全て撤去、原状回復をすることを前提としておりますが、行政当局、地権者との今後の協議において決定してまいります、ということでした。

クマタカの生息を認めても事業を進める姿勢を崩さない事業者の姿勢は、バックに国がついていと言わんばかりだと受け止めております。このことについて——このことというのは、肥薩ウインドファームの事業者の回答についてですけれども、町長の見解をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） クマタカのことについての御紹介もございました。こうした希少動物が生息する区域ですので、生息環境の消失や施設稼働によるバードストライクの影響が懸念されるところでございます。

先般の配慮書に対する町の意見の中で「本事業の実施による重大な影響を回避または十分に軽減できない場合や地域住民等の理解が得られない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し、基数の——要は本数ですけれども、削減及び事業の取り止めを含めた抜本的な事業計画の見直しを行うこと」と延べております。

こうした意見書を県のほうへ出しましたが、知事のほうからも同様な形で100%このことを酌み取っていただいて、事業体のほうへ意見書の提出をしていただいたということは御案内のとおりでございます。

現時点では、環境アセスメント整備による方法書手続きがこれから実施されるという状況でございますが、方法書手続きが改正された際は、さきの考え方にに基づき、方法書の内容を精査いたしまして、動植物・生態系に関する事項についても事業者に対して町の意見を述べてまいりたいと思います。

ほかの地域での御紹介もございました。当然そうしたこともやはり念頭に置きながら、これからのところについて対策といえますか、考え方についての取りまとめをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 実際にクマタカの生息が確認された場合、それがどの程度まで離れていれば大丈夫とか、そういうことについて町長の考えがありましたらお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） かなり科学的な根拠に基づいてというものがありません。また、私自身にそうした知見がないとその件についての答弁ができないわけでございまして、いろいろな文献をまた勉強させていただきながら、さらにはまた方法書等が出て、その中でアセスメントの内容等が示されてくると思いますので、当然、町としても検討させていただきますし、島根県の担当部署ともいろいろなことについて御協議をさせていただきながら、そのときにまた見解を述べさせていただきますというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） クマタカの場合、先ほど紹介したように、営巣をするときは一定の区域の中で行動するというのがありますが、さらにはそこから絶対に離れないというわけでもない。実際に風力発電の風車の餌食になってしまった、そういう写真もネット上では公表されております。ですから、区域をある程度離れたから大丈夫だということではなく、予定される区域のさらにその大きな範囲の中での確認がされた場合には「駄目だ」と、はっきりとする必要があるのではないかというふうに思います。

そして、先ほども御答弁の中でありましたが、実際に事業者は、知事であったり、環境大臣、経済産業大臣の言ったことを、そのまま納得して認めるというわけではないと私は考えております。

先ほど紹介しました肥薩ウインドファームのところでは、これはあくまでも国の指針、環境省の指針を受けた後でのことではあります。回答のほうで「低周波音を含む超低周波

音の影響について現地調査結果を踏まえ、予測を行い、いずれの予測地点においても、超低周波音を感じる最小音圧レベルとされる100デシベルを下回る結果となりました」とあり、先ほど紹介しました指針の超低周波音と健康への影響については、明らかな関係を示すことができないということではありますが、町長が先ほど答弁されましたように、それ以外も十分調査をするというように指針では入っていても「大丈夫だ」と、そういう回答しか電源開発はしていないと。

クマタカについても4基、場所を変えたと書いていますけれども、連続した事業全体は行うわけですね。それで本当にクマタカが守れるのか。また、健康被害についても最近の国の補助を受けて行われた報告ではありませんが、違うところの意見では、九州のほうの調査をした分ですが、これを読みますと2キロメートルぐらいまでは——これは出力2,000キロワットですけれども、「影響があるというふうに見られる」ということが言われております。

そういう幅広いものをしっかりと見定めて、国が言うことそのものは部分的には合っていますけれども、現場の実態として「そうじゃないところも多々ある」という認識を持って、町長には、この西中国ウインドファーム事業の中止を事業者にはっきりと求める。このことが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般の5月12日でしたが、書面の提出によりまして、町内町外在住の多くの方が、この事業の撤回を求めているということを受け止めさせていただきました。一方で、住民団体の方との意見交換の中で、これは提出をされた団体のほうからの御意見でございましたが、風力発電事業そのものを知らない町民が多くいるということも承知をいたしました。

事業計画の町民への周知について、本来は事業者によって実施されるべきものというふうを考えておりますが、今後の町民の生活環境に大きな影響がある事業であることから、多くの町民に知っていただくことも重要であるというふうを考えております。

町といたしましては、多くの町民の方へ事業を知っていただくために早速、広報誌等を利用して住民に周知するとともに今後、実施される方法書手続きにおきまして、その内容を十分に精査した上で環境保全の見地から町の意見を述べていきたいというふうを考えております。

一部新聞のほうでも報道されましたが、5月12日に団体のほうから提出があった際に私、その席上で「要望書の趣旨を十分尊重して今後、事務を慎重に進めていきたい」というふうなコメントをさせていただきました。

会のほうから御了解を頂きましたので、早速この要望書の提出があったという事実、その内容を島根県と事業主体のほうへ送付、提出をさせていただいております。報告をさせていただきました。住民の皆さん、吉賀町だけではなくて、近隣の住民の皆さんがこうした意見を持っておられますということを一刻も早く、まずは伝えたほうがよいだろうということで、そのような対応

をさせていただきます。

その上でなんですが、今回のその要望の趣旨は3つありまして、一つは主訴でございますが、情報収集と情報提供、それから意見聴取、それから事業者への撤回要請というこの3つでございます。

1点目の情報収集と提供、先ほど言いましたように、まだまだ内容を知っておられない方がたくさんいらっしゃるということですから、今月末の広報になろうかと思いますが、町のほうから——先ほど言いましたように、本当にこれは事業者のほうにやっていたかなければならないと思います。それは十分ではありませんので、町の広報を通じて計画の内容とこれまでの経過とアセスメント制度の内容、それから事業の見直しの件と今回、要望書が提出されたということ、まずは町民の皆さんに誌面2面を使ってお知らせをさせていただきたい。

意見聴取のことでございます。なかなか今の段階で難しい部分もございまして、まして町のほうに環境保全推進協議会ができましたので、あらゆる団体のほうから委員の皆さんに出かけていただいておりますが、そうした方に勉強会も兼ねて、いろいろな形でこの風力発電のことについての意見を聞くような場も設定をさせていただきたいというふうに考えております。

今回の要望の主訴の部分、まずは2点について、そのような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

現段階で議員のほうからもありましたように、撤回の要請をする時期ではないかというふうなこともございまして、まずは本当にやるべきことをしっかりやった上でというふうに今は考えております。

それから、今回のこの風力発電のことが新聞で突如として出たのは数年前になりますが、このことは何回も申し上げておりますが、やはり再生可能エネルギーというのは国策でございますので、それを否定する気はさらさらございません。

ただ、吉賀町民の皆さんとか近隣でお住まいしておられる住民の皆さんの不安を払拭できない状況の中で、こうした計画を進めていただくのは困るわけでございますから、そこをしっかりと解決の上でということが私は大きな前提条件になろうかと思っておりますので、それはまずやっていかなければならない。その上で、そこが払拭できないのであれば、これはやはり「ノー」ということを出していくしかないわけでございます。配慮書のほうに対しましても意見を述べておりますので、これがいかようにバックされてこられるのかということ、まずは見極めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、国のいろんな風力発電の設置に関する情報というものを調べてみましても、心配とか不安を抱く人への丁寧な情報発信というものが全くない。一方では、民

間のところで小型の風力発電、何十種類もあります。そういうものへの情報は民間の中ではされております。

そういう点から、風力発電そのものを駄目というわけでもありませんし、これからも技術開発を進めていかなければならない分野であるというふうに考えているとともに、国の姿勢に対して批判しなければならないということを述べて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、9番、藤升議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時56分休憩

午前10時05分再開

○議長（安永 友行君） ちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3点通告してありますので、順次質問をいたします。

まず最初に、アンテナショップ継続と多目的活用ということで質問をいたします。

アンテナショップですが、6月11日ですかね、津野街道の連携協定があったということが報道されております。ゆ・ら・らを見ましても、やくろを見ましても、柿木のはとの湯もそうなんですけど、ほとんどの車が広島、山口ナンバーです。ということは、これだけの交流人口があるということでありまして、その中でも吉賀町の廿日市に出しているアンテナショップの存在というものは、大変大きなものがあると思っております。

そこで、アンテナショップの継続を求める質問をいたします。

アンテナショップは、小さな生産者の経営等を守るとともに、100万人都市広島を結ぶ大切な施設であります。継続に必要な家賃は、町が責任を持って負担すべきであります。また、交流人口等の町の活性化につながる多目的な活用に、企業組合と共働して取り組むべきであると考えます。

そこで、まず最初に、町の施設でありながら、企業組合が運営しなければならない理由、これをお聞かせ頂きたいと思えます。

設置の目的は、農業所得の確保、農地の維持などの、これは町の政策ですよ。政策である限りは、町の責任は大変重たいし、町が運営に責任を持つべきであって、受託者が、ここで言う企業組合ですが、企業組合の組合員の理事の方が個人のお金を出してこれを運営する、このこと理由づけが町としてできますか。

初期投資に冷蔵庫を買ったり、かなりの投資をしていますし、運営資金として今500万円ほ



ど借り入れをしています。町は多分、議会の理解が得られないだろうという考えの下に、年間四百数十万円の家賃を売上げの6%で補填しなさいという方針を出しました。

私は全くこの趣旨が違うと思いますよ。6%は、町の施設を維持するための支援になってはならない。他の団体との整合性が全く取れていないですよ、この支援は。

産業課の職員の方は一生懸命努力されて、この支援方法を提案したわけですけど、それはそれとして、私は趣旨が違う。ここは町長がきちっと、農業政策なんだという、農家の所得の向上のための政策なんだという、または、後から申しますけど、交流人口なり観光なりのための重要な施設であるのだということを、きちっと打ち出すべきだと思っておりますが、まずそこで企業組合が運営しなければならない理由、そのことについてお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、アンテナショップ継続と多目的活用ということでございます。

通告の内容の具体的なものがございませんでしたので、原稿を見ずに申し上げさせていただきたいと思っておりますので、その点を御容赦頂きたいと思っております。

遡ること数年前でございますが、アンテナショップ、当時のエポックかきのきむらが経営をしておられたということでございます。なかなか本体事業もそうでございますが、これがなかなか経営的に難しいということもございまして、最終的な決断といたしまして、方針といたしましては、アンテナショップを閉鎖をしようということを町のほうで決定をさせていただいて、それで事務を進めてまいりました。

そうしたさなかでございましたが、特にアンテナショップを中心とした周辺の皆さん、ですから廿日市の市民の方であったり、あるいは近郊の広島市の方であったり、それ以外の方もいらっしゃるんでしょ。数多くの皆さんが、署名簿を町のほうへ出していただきました。担当課も含め、いろんな方面から検討させていただいて、アンテナショップのあり方についていかにかということ議論させていただいた。

端的に言って、廃止を決定して、閉店を決定しておったものは、これを署名が、あるいは嘆願が上がったから、これを再度、元の形に戻そうということを出すことは、いとも簡単なことでございます。

ところが、それを運営するのが、それじゃどこかということが必要になるわけございまして、これを担当課のほうといろいろな形で協議をさせていただいて、それじゃということで、今運営をしていらっしゃる企業組合様のほうへ、その運営をお願いをさせていただいた。当然、そこには双方の御了解があったというふうに、私は理解をしております。

とは言いましても、やはり固定費がかかるわけございまして、当時の状況から私がやはり考えるのになかなか、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、御理解が頂けない部分がある

というようなお話もございましたので、これにかかる固定費、いわゆる家賃相当については、3年間は行政のほうで見ますが、それ以降については、運営者側の企業組合さんのほうでぜひお願いをさせていただきたいというようなお話があったというふうに、認識、記憶をしております。

その3年間運営をいたしまして、いよいよ4年目に入ったということでございますが、方針を変えずにこれまで来たわけでございます。言いましても、やはりお話がありましたように、非常に厳しい経営状況というのは続いているわけでございますので、そこをどうにか補完をする方法はないかということで、一つの方法といたしまして、農産物の物流、流通に関わる部分を補助金という形で還元をするということを考えてきたわけです。

当然この施策は、アンテナショップだけにスポットを当てたものではございません。これに限らず、吉賀町の農家の皆さん、あるいは、それに関わるほかの方も含めてでございますが、特に廿日市、広島、あるいは岩国とか周南もあるんでしょう。山口県も含めてなんですが、あらゆるところへ農産物を届けていただいたり、さらには加工品を届けていただいて、収益を上げていただいている。そこにやはり吉賀町、旧六日市、旧柿木というブランドを売っていただくということにもつながっているかと思えます。

そうした御努力がありますので、それにかかる経費の6%、いわゆる売上げに対する6%を補助金という形で制度設計をさせていただいてお支払いをします。そういうつくりの中で、アンテナショップにつきましても、企業組合のほうへそうした財源をぜひ活用していただいて、これにかかる、いわゆる固定費のほうへ回していただくようなことはいかがでしょうかということで、これも制度設計を議会のほうへお話をする前に、間違いなく産業課のほうから企業組合様のほうへ御相談をさせていただいていたものと思っておりますし、私はそのように聞いております。

ということで今日に至っているわけでございますが、なかなかやはり今、物価高騰、その前提といたしましては、コロナの関係もあつたり、それから海外での戦争のこととかいろいろなことがありまして、総体的に物価が上がっているということで、収益に対する費用が非常にかかるということで、なかなか想定のものが実が上がらないというようなことになっているのだらうと思えます。

そうした中でありますので、今回いろいろなことが経過としてあつた中で、企業組合様のほうからも町に対しての要望もありましたし、お聞きをしますと、同じ内容で議会のほうにも要望書が上がったというふうにお伺いしております。

町といたしましては、そういう形でこれまで経過をしてきたということ、まずお伝えをさせていただきたいと思えます。それが理由かどうかということは、また御判断頂きたいと思えますが、そういう経過の中で今日に至っておるということでございます。

ただ、現状は先ほど申し上げましたような、様々な形で厳しい部分もございます。特に町内で

あります指定管理者につきましては、これまでコロナの臨時交付金を活用して、光熱水費であるとか固定費に係る部分の増額部分については、そちらの交付金を使って補助金を出させていた  
いて、それで費用の部分で厳しい部分を補完をしていただきました。

ところが、アンテナショップは指定管理ではございません。施設は公のものですが、そこで運  
営をしていただけるのは企業組合ということで、あくまでこれは委託でございますから、指定管  
理ではございませんから、先ほど言いましたようなコロナの臨時交付金を活用しての光熱水費と  
か、そうした費用の増額に係る部分の補填ができていないというのが状況でございます。

ということになりますと、同じ公共施設を使って、たまたま指定管理である、指定管理でない  
という中で差異が出てくるのはいかなものかというのは、私は考えております。

それから、もう一つは、先ほどもお話がございましたが、6月の11日に廿日市市で津和野街  
道の連携協定を締結をさせていただきました。津和野町長、それから廿日市の松本市長、私3人  
で協定書に締結をさせていただきました。

たくさんの方が協定の会場においでいただきましたし、その事業、宮島口でもそうしたイベン  
トをし、そして宮島に渡って鷺舞の奉納もさせていただいたということでございますが、やはり  
交流人口・関係人口を考えますと、吉賀町で言いますと、廿日市市を中心としたところは非常に  
関わりが深いわけでございますので、やはりアンテナショップのありよう、津和野街道も含めて  
ですが、吉賀町と山陽方面のやはり地域活性化なり地域振興の拠点として、今さらということも  
あるかも分かりませんが、いま一度、このありようをやっぱり考えていかなければならない。

行政としての、いわゆる支援の方法をいかにしていくことがいいのかということ、やっぱり  
考えていかなければならないというのは、私自身考えているところでございますので、議会のほ  
うで今回の要望書の取り扱いがどうなるかということは、やはり気にはなりますが、行政は行政  
としてこれまでの経過、さらには現状、それから6月11日の協定を踏まえて、この施設のあり  
方をやはり関係者の皆さんとしっかり考えていかなければならないという考えに至ったところ  
でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 町の施策でありながら、政策でありながら、今の御答弁は大変  
矛盾があると私は考えております。というのは、町が設けたものである限りは、それ指定管理に  
はなっていませんけど、そここのところは支援ではなくて、町がやるべきことだと思いますよ、私  
は、この運営を。

それで、この報道になされているように、廿日市に行かれて、1市2町の町長が、首長がいろ  
いろな方法を語られていますよ。

これも、本当にこういうことを生かすつもりなら、町がもう少しここに力を入れて、広島と近

い距離にあるわけですし、今までの交流人口も随分あるわけですので、観光なりいろいろな面で交流をしていく。そのために、今、町長は支援と言いましたけど、支援ではなくて運営をしていく、町自体が。それが当然のことじゃないかと、私は思いますよ。

企業組合は、アンテナショップの野菜関係、米を含めてですけど、6%では到底、年間410万円でしたか、の家賃は賄い切れません。約年間50万円の、今でもほかの生協なり何なりの売上げを合算して、その6%を持ち出して、なおかつ50万円の不足が出ていますよ。それをまたエポックみたいに、個人に背負わすわけですか、町は。私は、そんな冷たい行政ではあってはならない、このように考えています。

150名の会員の方がおられます。もし、このアンテナショップをやめた場合、この方たちの野菜の行き場がなくなります。当然、小農で少量多品目ですので、市場に出せるようなものではありません。この人たちをどうして救うのかということでもあります。

このまま行くと、企業組合は手を引きますよ。理事会でもそういう話になっているということをお伺いしております。そうなってもいいのかということでもあります。

ちょっと勘違いされていますけど、企業組合が好きこのんで受託したわけじゃないんですよ。生産者を守って、そして農地を守る、その使命感のためにやっとするわけでしょう。その方たちになおかつ負担を強いる、そういう行政なら、ないほうがいいですよ。

もし企業組合が受託をしない決断をしたときに、町はどうするのか。そして、この150名の、これは柿木だけじゃなくて六日市の方も最近、個人的にはかなりの量を出しとる方もおられますよ。その方の行き場をどうするのか、考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 支援という言葉を使わせていただきましたが、これは今の運営の仕方、そして補助金の出し方の中で支援という言葉を使ったわけでございますので、そこは御理解を頂きたいと思います。

当然、高い使命感、志を持って、吉賀町の野菜を含めた産品をアンテナショップで売っていただく、町のPRもしていただく、ということをしていただくというのは、非常にこれは敬意を表するところでございます。

それから、そもそもというお話もございましたが、受託をしていただいた3年以上前のところの状況のところは、事細かに私も承知はしておりませんが、そこにはやっぱり行政と担当課兼ねたところで、行政のところで共通した認識があったんだろうというふうに考えております。

今、議員のほうからは、これ受託をしなくなれば、当然、企業組合様がそこから撤退をすると、そういったことになれば、せつかく再開といえますか、継続してきた店舗がまた閉鎖をされると、こういうことでございますから、そうしたときにどうされるのかというお話でございますが、今

はそういうことは考えておりません。

やっぱり継続していかなければならないといったことですので、先ほど演台のほうで申し上げましたように、やはり状況がまた変わってきたと思います。指定管理である、ないの中で、非常に物価高騰とかある中で、やはり置かれておる立場が、ただ単に指定管理である、指定管理でないだけで、そうしたことがやっぱり差異があっているのかどうか。そうしたところも、もう一つやっぱり考えていかなければなりませんし、6月11日の協定も契機になりますけど、やはりアンテナショップをいろいろな面で、観光であったり芸術であったり、当然農業もそうなんですけど、それ以外のコンテンツがたくさん詰め込める施設でもございますので、吉賀町アンテナショップかきのき村のあり方をもう一回やっぱり見て、ここに対しての行政の関わり方をどうしていくかということのを再考していかなければならないかというふうに思っております。

極論のお話もございましたが、当然そうしたことはないようにやっていかなければならないかと思えます。150名前後の会員の方がおられて、私は小農という言葉は避けさせていただきますけど、本当に農家の皆さんが少量多品目でありながらも、この町の有機の関係を中心にしっかりPRをしていただく、情報発信をしていただく、そこには町の情報も詰め込んで載せて、山陽方面の皆さんに、この町を御理解頂けるような活動をしていただいているわけですので、ぜひアンテナショップを大切にさせていただきたいということをお願いしております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 町長からも今お話がありましたが、ここに相模原市の、これは都会の統計ですので、ちょっとここにはそぐわないかも分かりませんが、4人家族、御夫婦と子ども2人の家族で、昨年22年の3月から23年の3月を比較しますと、食料、教育、光熱、通信の4項目で、14万5,000円の家計の負担が増えております。ということは、当然この吉賀町でも、この150名の方の家計負担も増えている、差はあっても増えているわけです。

そういう時期に年金は減らされ、いろいろな支出が増えていく中で、やはりこういう小さな農業者を、こつこつ頑張っておられる農業者をきっちり支える、それも行政の大切な仕事ですので、ぜひ農産物だけではなくて、今の津和野街道もありましたけど、産業課、企画課が連携して多目的な活用をしていただきたいと思います。

今、大変話題になっているのは南海トラフのことですけど、瀬戸内海の地形上で、あそこは1週間近く津波が漂うという予測が出ております。吉賀町も最大で震度5ということですけど、やはりこういう中で広島の方の受け入れとかアンテナショップを通じて、ぜひ町の姿というのをもう少し、よその町とは違うんだという差別化をして、ぜひあそこのアンテナショップが存続できるような方向に持って行っていただきたいと思いますというより、するべきだと考えて、次の質問に移ります。

環境に優しいエネルギー対策ということであります。

先ほど9番議員から風力発電のことが質問が出まして、町長の決断を迫ったわけですけど、町長なかなか中止を要請するという事は表明されなかったわけですけど、先ほど、吉賀の環境と子どもたちの未来を考える会の会員の方からLINEが入ってきました。町長ぜひ、小樽市長が6月13日に記者会見開いていますので、その内容をまた後からでも御確認ください。

国は別として、市町村で首長が、この町には風力発電は要らないという確固たる姿勢を示した自治体は、日本で随分とあります。首長が県を動かす、県が国を動かす、そういう流れはやはり一番下から、住民に一番身近な首長が、まず毅然たる態度を取るべきであろうかと思えます。

これが最初に六日市で、「風力発電ができた町の話」というのを武田先生がされたときの講演の資料ですけど、いろいろ言われますけど、業者は環境アセスメントを盾に取って、好き勝手なことをしとるわけです。

だから、この環境アセスメントは、本当むしろ邪魔になるぐらいのことで役には立ちません。やっぱり一番役に立つのは住民の声と、それを受けてリーダーがどうするかということになります。

何回も言いますように、吉川林産興業の木谷事業所の所長が、20年の売電の利益のために、500年も600年もかけてつくった山を壊すのは、本当忍びないと。こんなばかなことをするべきじゃないというお話をされましたけど、まさにそのとおりでありまして、大して経済的な効果も生まない、しかも環境破壊はする、健康障害は出てくる、そういうものに、先例があるわけですので、町長がちょっと県に意見を申すべきだと思います。

これができますと、注連川は当然そうですけど、そこに山賊がありますよね。あそこからも風車が見えます。ということは、影響があるということです。

ぜひ、いつまでも考えていないで行動に移っていただきたい、そのように思います。方法書が出てからでは遅いわけですので、今のうちに、きちっとした町の態度を示すべきだと思います。

そこで、私はここでなぜ歯止めがかけられないのかというと、条例がないからですよ。町のきちっとした条例を設けるべきであります。例えば環境保全条例と、ネーミングはどうしても、網がかけられるような条例をつくっておくべきだと思います。

それと、先ほどありましたが、環境保全推進協議会ができましたけど、この協議会をもう少し活発に調査なり学習会なり講演会なり、動くべきだと思います。

それと、住民への情報発信です。1,804人の方の署名を取るときに、同僚議員の方も汗をかいていただいたわけですけど、ほとんどの方が風力発電のことを知りませんでした。そして、デメリットも知っていなかったです。だから、説明したら、即署名を頂きました。

先ほど町長は、業者がすることだと言われましたけど、住民の安全安心、命を守るのは業者じゃないですよ。業者は金もうけですよ。命を守るのは自治体です。

それと、後から太陽光発電も申し上げますけど、これらは、自治体には事故があろうが何があろうが責任はありません。あるのは、事業者と地主です。

風車の中型1基を撤去するのに、1億円から3億円かかると言われているんです。業者が倒産して、そのままになった例は既にあるわけですね。そうすると、地主がどうしますか。放置しますよ。そういうことなんです。業者は、風車が20%電気を出せば、ペイできる。

しかし、浜田の弥栄にできている風車は、20%発電していません。それでもなぜ造るかという、補助金目的ですよ。全てお金。そこをきちっと把握して、これ太陽光パネルも一緒なんですけど、造らせないということを、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、質問に戻りますけど、条例の制定、以下、環境保全推進協議会、住民への情報発信、どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい2点目ではありますが、環境に優しいエネルギー対策ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、小分けにしてございますが、条例の制定ということで、まずお答えをしたらいいのだろうというふうに思っておりますが、太陽光と風力のことを少し分けてお話をさせていただきたいと思います。

その前段で、小樽市長のコメントのお話がありました。また時間のあるときに確認させていただきたいと思います。

太陽光につきましては、御案内のとおりでございますが、令和元年の12月に、いろいろな町内にもそうした設備ができて始めたということもありまして、ガイドラインの策定、制定をさせていただいたところでございます。

それ以降、事業者に対しましては、これに基づく手続きを求めておりますが、最近では、十分な周知期間がないまま説明会が開催されたり、それから、地域住民への説明が不十分であったりなどいたしまして、地域住民との合意形成が十分に図られていないケースも多く見受けられるようになりました。

このような状況から、町といたしましても、ガイドラインを見直す時期に差しかかっておると考えております。ガイドラインの見直しに至っては、先行している自治体の先例もあるようでございますので、こうしたことを参考にしながら、条例化も含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、風力の関係についてでございます。

現在、計画をされております、先ほどの9番議員のところでもございましたが、仮称でございますが、西中国ウインドファーム事業を想定いたしまして、これにつきましても、令和3年の9月、町としてのガイドラインを制定をしたところでございます。

このガイドラインによりまして、事業者の責務や事業に係る届出、それから説明会などの開催を想定しておりまして、町が早期に事業概要を把握いたしまして、事業計画段階における地域住民への周知を図っておるところでございます。

一方、環境アセスメント制度におきまして、風力発電事業は出力1キロワット以上から第一種事業に該当いたしまして、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととされております。本制度によりまして、町は島根県を通じて事業者意見を述べることができますので、風力発電事業につきましては、新たに条例を制定するというのではなく、現行の国の制度であります、環境アセスメント制度によって対応してまいりたいと、当座のところは考えておるところでございます。

それから、今回の要望書、5月12日に提出をされた、このときにも、先ほども御紹介をさせていただきましたが、要望書の主訴3つありまして、2つを今当座のところ、対応させていただきたいということで申し上げました。

まず、やはり情報が不足しているということ、提唱されました皆さんからもお話を聞きましたので、町もという話でございました。やはり第一義的には、そうしたことは、まず事業主体のほうがかかることだろうと思っておりますが、そこが十分でないということもあります。

それから、町としても、それに対しての広報ができていなかったという部分もございますので、今月発行いたします7月の広報のところ紙面2ページを使って、主には、今計画をしておられます事業の概要、それからアセスメントについての制度内容、それから、昨年、この事業体のほうから計画の見直しの申し出がございましたので、その内容について、さらには、今回こうして要望書の提出があったということ、まず町民の皆さんにお伝えをしなければならないというふうに考えておりますので、町といたしましては、情報の提供と共有化に努めていきたいと。

それから、昨年度、協議会を設置いたしました、吉賀町環境保全協議会でございますが、せっかく委員の皆さんにお出かけを頂いておりますので、今回の事案についての情報提供をするとともに、今回の計画なり要望書の内容についての勉強会、関係者の方においでいただいて、直接、委員の皆様説明なりお話をさせていただいて、委員の皆さんの御意見をまず聞く。これは意見聴取というような主訴もございましたので、これについては、そうした形で真摯に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほどの条例のことですけど、現在、これは太陽光ですが、太陽光に限らずのことですが、条例を制定しているところは4月1日時点で、228市町村と7県



に上るといふ報道が出ています。

太陽光の崩壊リスクが、熱海の時もそうですけど、あれも太陽光パネルに集中した水が一遍に流れたんじゃないかという説もありますけど、崩壊リスクが高いところが230か所ございます。

ぜひきちっとした条例を制定されて安易に、これから耕作放棄地が増える可能性がありますので、そこに今チラシも入っていますけど、買い上げか借り上げかで、パネルを設置するという流れになっております。

ぜひ、今の、現在のことではなくて、未来の子どもたちが不利益を被るようなことは絶対あってはならないと思いますので、きちっとした条例をつくるべきだと考えております。

そこで、私は太陽光もそうですけど、太陽光で一番懸念されるのは、風、水害、土石流です。幸い吉賀町には、急峻なところに設置されとる例というのはあまりないようなんですけど、風で飛ばとか、土石流で流れるとか、これと今一番問題になっているのは火災なんですよ。枯れ草の上に設置したパネルが燃える。そして、カドミウムとかシアンとか鉛とかが出てくるわけです。当然、そのときに消火に当たるわけなんですけど、発電をしていますので、普通の消火活動ではできないそうです、どうも。

だから、これが人体に及ぼす影響、そして住宅に及ぼす影響、大変なことになるわけですので、その辺のところは町としてきちっとした条例策定するなり、環境保全推進協議会の目的というのは、環境保全全般に係る普及と啓発ということもありますので、この協議会をぜひ有効に、活用と言いますとおかしいですけど、活性化ができるような方策を取っていただきたいと思います。

そこで、私は、やはりここは94%が森林という山の町ですので、ましてや今、森師が安全な作業道ということで研修を受けております。山を生かした、しかも雇用を生むバイオマス発電というのを、ぜひ考えるべきだと思っております。

昨日、日曜日に自治会館の掃除があったんですけど、集落に家を借りて今入られている森師の方も、この作業に参加していただきました。こういう方が、吉賀町で研修が終わったからよそに行くんだということではなくて、吉賀町で生計が立てられる、そのような仕組みづくりをするべきだと思います。

バイオマス発電で、津和野町の例を出していいかどうか分かりませんが、あそこに座っている1基で、大体540トンぐらいの木材が使われます。作業道を造っても、それを売るのはなくて、最終的に町内で消費する、その循環型のまちづくりをしないと、なかなか間伐材を出してよそに持っていくというのでは、町の財産が失われるわけですので、その辺のところを考えてバイオマス発電、前質問したときは検討するという答弁でしたけど、本当に検討されたのかどうか疑問なところがありますので、もう一回お聞きをします。

それと、エネルギーの6割は熱エネルギーだと言われています。太陽熱、薪ストーブ普及の支援をもう少ししっかりするべきだと考えております。

太陽熱は、今ある制度は業者の方も知りません。そういうのではなくて、熱利用ですので、屋根に上げてお湯を沸かす。そのお湯を風呂とか炊事に使うというような、これ20万円から30万円出したらあるわけですけど、今、周年を通して太陽熱を利用できますので、そういうことで環境に優しいまちづくり、そして家計にもかなりな負担減になるわけですので、こういうことも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に山を生かすという観点で、御答弁を頂きたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、木質バイオマス発電についてでございます。

ほかの機会のときも答弁をさせていただきましたが、昨年の9月だったと思いますが、私と産業課長で、その後、日原にあります施設の視察に行かせていただきました。現場のほうもつぶさに見させていただいて、担当しておられます方から、いろんな説明を受けたところでございました。年間325日の稼働日数で、大体1億4,000万円の売電料があるというような話でございまして、これは町内調達、供給を受けて、それを町内で循環をするんだと、こういう話でございました。

ただ、ちょうどその頃でございましたけど、中電さんが三隅の火力発電所のほうへ、材を納めるときの、価格の差が非常に出てきて大変なんだという話を聞いておりまして、それが現在どのような影響になっているかというのは、ちょっと私も聞いておりませんが、やはり大手さんとそうしたことになるれば、やはりまた難しい問題があるんだなということを痛感をいたしました。

また、そこは、いろいろ担当の方にもお伺いをして、勉強もしていかなければならないかというふうに思っております。

当町のことについてでございますけど、実際、同じような形で導入をしていこうと思えば、燃料となります木材の調達について安定的な供給ができるのかということ、それから、燃料は木質チップ加工にする必要がございますから、本町では大規模に木質チップを加工する施設がないということ、そうした多くの課題があるというのは、お見込みのとおりでございます。

ただ、9月のときに現場に行って、担当の方ともお話をさせていただきましたが、津和野町にそうした施設がありますから、そこを利用して原料の木材を我々のほうから供給をさせていただいて、そこで加工していただいて、そこから逆に供給をする。そうしたつくりになれば、可能ではないかなというような御提案も頂いております。

あとは、総体的にそうしたことも含めてコスト計算をしたりして、そうしたことが現実問題として可能かどうかということは考えていかなければなりませんし、木の利用というのは、やはり

流域全体で考えていかなければならないというふうになりますので、吉賀町の実情、それから津和野町さんの今の実情、さらには益田市さんもあるわけでございますが、そうしたところと、やはり歩調を合わせるといいますか、連携をしながら考えていかなければならないということでございます。

昨年の秋にああして現場のほうに出向いて勉強もさせていただいておりますので、今申し上げました、いわゆる供給、その部分で今、産業課のほうでも検討を進めているものだろうというふうに思っております。

それから、後段の太陽熱と薪ストーブのお話がありました。

前後いたしますが、薪ストーブの設置のことで申し上げますと、今、吉賀町の補助金制度の中で、吉賀町住宅用木質バイオマス熱利用設備導入促進事業補助金という、ちょっと長い名前ですが、これを平成25年度から実施しております、毎年5件程度の助成件数があります。

令和3年度より、この補助金の上限額、従前の15万円であったものを20万円に拡充をして、現在行っておるところでございます。これからも有効に活用していただけるように告知をしていきたいというふうに思っております。

それから、太陽熱のお話がありました。

これについては、なかなか吉賀町といたしましても、これに関わる2つの内容で補助金制度を設けております。さらには助成金額につきましても、30年度から具体的な助成金額上限30万円まで策定時から今日に至っているわけでございますが、助成実績で申し上げますと、数年前に2件あったのみでございます、これ吉賀町だけではなくて全県的、島根県全体でも昨年度が8件、一昨年度は12件ということで非常に低調のようでございます。

やはりそこには幾らか問題があるんだろうと、課題もあるんだろうということで、私のところの役場の職員が、一般社団法人ソーラーシステム振興協会という団体があるようでございますが、そこに問い合わせを、今回通告もございましたので照会をさせていただいておりますが、そちらのほうからは、一般家庭への普及では、太陽光パネルによる発電に市場が流れたことや、それから給湯での利用となりまして、給湯だけでは設置のメリットを感じてもらえない、メリット感がないんだろうというようなコメントがあったそうです。

ということもありますので、吉賀町の実態、それから全県的なことも含めて、太陽熱の支援の仕方、制度の内容、あるいは拡充をどうするかということは、少し状況を見ながら、動向を見ながら考えていかなければならないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の材料確保とチップの関係ですけど、これは別に吉賀町に新しいチップ工場と、それを乾燥する施設を造る必要は、私はないと思います。今の津和野町さん

の施設を、石州造林ですけど、そこの施設を利用させていただいて、山から出た材木もそこに供給する。そして、製品として乾燥した、15%ですか、に乾燥したチップを購入するという、お互いが助け合いながら、そこを運営していくという形をつくれれば別に問題ないわけでありまして、今、国としたら相当な補助金が出ております、こういう事業に。

やはり継続可能な手だてをする。そのことが定住にもつながっていくんだらうと思いますので、ぜひ検討だけではなくて、もう一步踏み込んだ動きをしていただきたいと思います。

3点通告してありました定住対策については、大変失礼ではありますけど、9月の定例でさせていただきますので、御勘弁を頂きたいと思います。

それと、やはり先ほどから、太陽光なり風力発電なりバイオマス発電なりいろいろ申し上げましたが、町として、一つの顔として、今、持続可能なまちづくり、吉賀町はそういうまちづくりをしているんだという、きちっとした顔を見せないと、なかなか大変なところがある。

ここに、いろいろ議論された旧六日市学園の跡地のこともありますけど、あのときに無印の社長も来られて、いろいろお話もしたわけですけど、無印が安芸高田市に出店しますよね、これ報道されていますけど。企業版のふるさと納税とかいろいろ言いますが、やはり町の姿勢がきちっとしていないと、そんなところに企業も来ませんし、ふるさと納税も落ちてきませんよ。

だから、ここは何を顔にして売るんだということを、今、バイオマス発電のことを言いましたが、きちっと打ち出す、そういうまちづくりをしていただきたいと思います。

前も紹介しましたが、北海道の下川町、ここは1回行かれたらいいと思いますよ。うたっているのは、SDGsの未来都市です。山を活用したまちづくりをして、移住者がどんどん増えていきます、ここは。

ぜひ、町長ももう2期目、2期目も半分過ぎるわけですので、吉賀町がどういう顔を持っているのか、それをつくる必要があると思いますので、ここの2番目の質問は、ぜひ真摯に御検討をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、2番、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 2番、村上でございます。

大きく3問、それぞれについて通告しております。それに沿って質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、1点目でございます。

六日市病院の公設民営化についてということで、六日市病院の公設民営化に向けて進捗状況、せんだって、6月5日、全員協議会でも説明ございましたが、町民も興味があるもので、いま一度御説明頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員の六日市病院の公設民営化についてということでお答えをしたいと思います。

まず、1点目は、病院の公設民営化に向けた進捗状況についてということで、とりわけ先般の全議協議会の内容と重複する部分がございますが、お許しをいただきたいと思っております。

このことにつきましては、これまでの全員協議会で逐次報告をさせていただいております。直近のところでは、申し上げましたように、6月5日に全員協議会で、いろいろな資料を用いて説明をさせていただいたところがございます。現在、公設民営化後の運営を担う組織として、医療法人カタクリ会の設立認可申請を行っておるところでございます。

また、認可及び登記を行われた後、早期に職員の確保やよしかクリニックによる診療を開始できるように、諸規程の策定作業、診療所開設の届出書類等の準備作業を進めておりました、膨大な事務量があるわけがございますが、その中にありましても、医療対策課が中心に着実に体制づくりを進めておるところでございます。

町民の皆様も、ケーブルテレビを見ておられるというお話もございましたので、少しかいつまんで、6月5日の内容を少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

まずは、申し上げましたように、医療法人設立検討委員会を立ち上げましたので、これについての状況報告ということで、これまで2回の開催をさせていただきましたので、その内容をまずお話をさせていただいております。

それから、2点目は、医療法人カタクリ会についてでございます。

設立検討委員会のほうで御協議いただいた内容で医療法人カタクリ会を立ち上げておりますので、その理事会を、これまで設立総会と併せて2回開催をさせていただいておりますので、その構成メンバーであったり、そうした内容についてのお話をさせていただいております。

さらに、大きい3点目といたしましては、医療法人カタクリ会の職員採用計画についてということでございます。

これは御案内のとおり、正式には今手続きを行っている最中でございますから、正式に県からの認可といたしますか、御承認をいただいた後でないと、正式な採用の手続きには入れないわけで

ございますが、3月の10日に町のほうから出向いて職員の説明会もさせていただいて、私のほうから、ぜひ新しい法人の中で皆さんの力を貸してもらいたい、それから採用に当たっては、町としても最大限の汗をかかせていただきたい、努力をいたしますというアナウンスもしておりますので、それに呼応するような形で、今後の職員採用計画についての内容を御紹介をさせていただきました。

特に、短期間の中で、約200名おられる皆さんの選考に当たるわけでございますので、時間軸の中では大変厳しいところがございますから、今議会のほうへ上程をさせていただいております補正予算の中で、アウトソーシングをさせていただきたいということでございます。

それから、大きな4点目は、特別交付税のことについてでございますが、このことにつきましては、また別の議員さんのほうからも通告もございますが、これまでの、今手持ちの支援計画の中でスキームがございます。その範囲の中で、今回、金額等が変わった部分についての、増額分についてのお話をさせていただきました。

それから、最後の5点目は、六日市医療サービスが所有いたします土地建物の取得についてということで、これについての現段階での方向性についてお話をさせていただきました。

多くの土地建物がございますので、町といたしましては、一括取得に向けた協議を具体的に進めるということを表示させていただいていまして、物件の活用につきましては、2つございます。

1つは、医療従事者向けの住宅としての活用と、もう一つは町内企業様、非常に従業員の確保のためには、住まいの問題が非常に課題としてあるんだということをお聞きしておりますので、今回の中で定住促進等に対する住宅としての活用も一緒に検討させていただきたいということで、そうした物件の取得に向けて取り組んでおりますというような内容を、全員協議会の中で御説明をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 御説明ありがとうございます。

2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

前回の全員協議会の中でも、先ほど最後に言われました、5番目の六日市医療サービス株式会社の所有する建物土地等の取得については御説明いただきました。

しかしながら、私、一般質問の六日市病院に関しての質問のときには、何度か御質問させていただいておりますが、当病院の公設化となれば、施設資産の動産も不動産も合わせてでしょうが、取得をする必要があると考えられます。借りる方法もあるのかとは思いますが、取得方法についてどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目、資産の取得等についてでございます。

これまでのところ、基本的には現施設を町に譲渡を受けまして、町有施設として病院運営の開始を行う考えでございます。譲渡となれば、適正な取得額とすることが求められます。このため、まずは専門家による鑑定評価を行いまして、これに基づきまして、弁護士等の専門家による交渉を行っていただくことが必要と考えております。

しかしながら一方で、譲渡ではなく、今お話もございましたように、施設を借りる方法も可能性としては考えられることから、これについても一つの手法として検討しておるところでございます。

具体のところは、現在は、そうしたところについては、まだ立ち入っていないということでございます。2つの選択肢、双方についてを想定しながら、事務を進めたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今、検討中ということではありましたが、先般、不動産鑑定士の方が施設のほうに鑑定に入られたということ、鑑定というか、調査でしょうかね、入られたということをお聞きしております。それについての結果は具体的にどういうふうな形になっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、いわゆる資産の鑑定の状況について、御報告を申し上げたいと思います。

石州会と吉賀町で、それぞれ異なる鑑定事業者に鑑定を依頼して、双方の鑑定結果を基に交渉に入る予定でございます。石州会の鑑定結果につきましては、現時点で交渉を開始しておりません。正確な情報を持っていないために、この席での報告はできないということは御理解をいただきたいと思っております。

また、吉賀町、町による鑑定額、現時点で委託業者から正式な最終的な報告は受けておりません。間もなくのところ御報告があるものと思っております。

今後は、石州会との買い取りの交渉となりますが、町の鑑定額の中には平成13年3月に、現在の石州会に無償譲渡した土地、面積で申し上げますと、約1万1,500平方メートルの土地でございますが、この価格も含まれることとなります。無償で譲渡したものを有償で買い取る行為が生じ、このことについては整理が必要であるというふうに考えております。

また、六日市病院は築42年を経過しております。新たに建て替えるという課題も抱えておりまして、買取交渉に当たっては、建て替え費用を買取価格から差し引いて考えるという作業も控えておるといふふうに考えております。

いずれにしても、買取交渉に当たっては多くの課題を抱えておりますので、慎重かつ丁寧、

当然のことながら、その件につきましては、逐一議会のほうへ御報告をしたり、あるいは、お諮りをしながら事務を進めていきたいというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、町の鑑定評価が間もなく最終的なものが報告されると思いますので、これと石州会様のほうでお願いしているもの、これを総体的に、今度は弁護士の先生を含めて、専門家の先生のところで交渉に入っただけであればということでございます。

ただ、その中では、今申しあげましたような課題もあるということを含めて、我々はまずは弁護士の先生のほうと協議をさせていただく、その中で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 鑑定がまだだということでお聞きしました。12月の段階でも、すぐ調べるということでお聞きしていたはずなんですが、まだなかなか進んでいないところ、少し大丈夫なのかなという不安を感じております。

先般入られたのは不動産鑑定士様だと私は聞いておりますが、先ほどの2番目の質問といいますか、発言しました動産についての鑑定というのは今入っておられるのか。石州会さんが全てのものに関してリース物件という形で、今、動産を使っておられるようであれば、また別の話になるのかもしれませんが、動産についての試算はできておりますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体のところになりますので、医療対策課長のほうから答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 失礼いたします。お答えします。

不動産についての鑑定のほうは、今入っております。動産については入っていないというような状況になっております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 通告をしておりませんが、今の課長の答弁に対してですが、動産も不動産も資産になります。石州会所有のものに関してを取得するのであれば、きちっとその辺も同時並行でやる必要があると考えられます。

来春まで石州会さんに頑張っていたいただいて、カタクリ会のほうに移行するということではありますが、もう6月です。ちょっと歩みが遅いのではないのかなということを感じております。早急にそれをしていただいて、なかなか先ほど町長の答弁にもございましたが、石州会さんの試算された金額と町のほうの試算した金額と、それを併せて交渉に入んことを答弁されましたが、国の外交によるような水面下での秘密裏にされた交渉というような、いわゆる国家機密というよ



うなものではございません。

六日市病院に関しては、町民の大事な健康や命を預かる部分であって、町民がしっかり納得するような丁寧な説明が必要になってくると思います。分かる範囲はしっかりと説明していただいて、正しい交渉がうまく行われることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

4番目に、取得、借入れ、先ほど私も言いましたが、借入れの可能性もあるということを行いました。その予算、財源について、どのようにされるかということを経験として書かせていただきましたが、まだ試算ができていないということですが、回答いただけましたらお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 評価額はまだ確定しておりませんし、今からそのことをもって、双方の材料をもって評価額をもって交渉に入るわけですので、額は当然確定いたしません。

ただ、基本的な考え方ということで、通告にありました4点目の取得あるいは借入れに対しての予算、財源についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

基本的な考え方ということでお聞き取りをさせていただきたいと思います。

資産の取得に関しましては、交渉の状況を確認しなければ、適正な価格は把握できない状況でありまして、現時点で予算計上を行ってはいけません。交渉が進み、適正価格が見えてきたところで計上することとなります。

また、状況によっては、借上げによる予算を計上することも当然想定をされます。

資産取得の財源につきましてであります。

1つは、地方債による措置を想定しております。既に県にも協議いたしまして、将来負担を含めて、町の負担ができるだけ少なくなる形で財源確保することを考えております。

一方で、地方債を活用した場合、償還が完了するまでの間に取り壊し等による除却が難しくなります。老朽化が進んでいる施設でもありますので、遠からず建て替えが必要なことも想定されるために、金額によっては地方債によらず、基金を財源とすることも検討していきたいと思っております。

それから、借上げの場合でございます。この場合は一般財源、または基金により対応いたしまして、同時に建て替えに向けた準備を進めることになるというふうに考えております。

ですから、評価をさせていただいて金額が固まれば、後の建て替え等々も含めながら、当然、町の財政状況を見ながらというのは大前提になりますが、その中で予算をどういった財源の中で執行していくかということを検討してまいりたいということでございます。

現時点での基本的な考え方ということで、御答弁をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。借り上げという形のことを、町長、今答弁されました。答弁しておられますが、借り上げということになりましたら、現在の所有者である石州会様が、これからも続かれるということが前提になろうかと思えます。

恐ろしい話をすると、抵当権にも入っておられる物件もあるということですので、銀行さんが所有されるということもあるのかもしれませんが、そういった石州会さんが残られるという可能性もまだ残っているということでもよろしいでしょうか。質問にはございませんが、答弁に対しての質問になりますので、お答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、2番議員がおっしゃられるようなことも可能性としてはあるのだと思いますが、現時点はまだまだその前段でございますし、これから評価額が双方でそろって、それから交渉に入るという、その過程の中でどういうふうな対応になるかということは、やっぱり見極めていかなければならない部分でございますので、1つものを想定してという答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 六日市病院の公設民営化についての最後の5番目の質問になります。

なかなか進んでいないような印象を受けますが、私は今回に関しては、取得に、借り入れも併せてですが、特化といいますか、集中した質問をさせていただいております。

5番目の質問に入らせていただきます。

公設民営化に当たっては、今年度中に取得する必要があると思われませんが、今後のスケジュールについて具体的にお聞きしたいと思っております。

先ほども、まだ動産に関しての試算も入っていないということでありました。なかなかスピーディーに動いていないのかなと感じられますが、今後のスケジュールに関してお答えいただかないと、やっぱり期間がございますので、どうぞ丁寧に御答弁をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） とりわけ取得のスケジュールについてということで通告がございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げました鑑定評価の結果を基礎といたしまして、弁護士を代理人として交渉に当たる予定でございます。現在、顧問弁護士に依頼を行っておりまして、町と石州会の双方の体制が準備でき次第、交渉に入る予定でございます。

譲渡交渉には、順調に進んで1か月から2か月が必要というふうに聞いております。交渉の状況を受けまして、可能な限り、早期に補正予算の計上を行うこととしております。仮に譲渡でな

く借り上げで行う場合でも、同様に協議が整い次第、年度内の必要な経費と補正予算で計上することもあろうかと思えます。

なお、町立病院とするためには、設置条例を制定し、その中で定める条例の発効時点までに取得を完了している必要があります。

また、指定管理者につきましても、指定管理者の指定は条例発効後となるために、選定につきましても事前に行って、指定については設置条例発効後に行うということになるかと思えます。

そうしたことも含めて、事務的なことがたくさんございますので、限られた時間軸の中ではございますが、効率的に事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 先ほどの答弁の中で、事務的な手続きがたくさんあるということでした。たくさんあるからこそ、綿密な計画を立てていただきまして、丁寧な対応をしていただくことが、まず一番スピードよくできることだと思います。どうぞ医療対策課はじめ、しっかりとやっていっていただきたいと思えます。

大きい質問事項の2番目のふるさと納税に関して、町としての考え、そして取り組みについてというところの質問に入らせていただきます。

先般、旧六日市学園の施設利用に関して、賛同された企業様から企業版ふるさと納税があったということを報告を受けました。この企業版ふるさと納税についてお聞きをしたいと思っておりますが、これが企業版ふるさと納税は、国が認定した地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行うものであって、平成28年に創設されたと認識しております。

そして、令和2年の税制改正によって、企業側の損金算入が30%、税額控除が60%、企業側の実質負担は10%という特別措置が講じられて、これが令和6年まで延長されたということで聞いております。

そこでまず、この事業はせんだって、地域再生推進法人様のほうにといいいますか、旧六日市学園の施設利用に関しての補助金という形で交付されるという説明を受けましたが、この制度といえますか、国の事業、企業版ふるさと納税、この事業に関しては、地域再生推進法人という認定を受けておらずとも、地域再生計画、先ほど言いました地域創生プロジェクトの認定を受けた事業であれば、例えば他団体といえますか、ほかの事業所様なり、団体様に交付ができるものと一応認識をしておりますが、これは間違いございませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい2点目でございます。

ふるさと納税に関して、町としての考え、取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

まず、基本的なところでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、今お話がございました、お見込みのとおりでございます。企業版ふるさと納税を活用して事業を実施できる団体は、地域再生推進法人には限定されていません。また、活用できる事業も、地域再生計画の認定を受けた事業であれば、地域再生推進法人が実施する事業に限定されているわけではございません。まず、そのことを申し上げておきたいと思えます。

このことは、5月の15日に議会資料として提出をさせていただきました。企業版ふるさと納税、このペーパーでございますけど、ここにまず企業版ふるさと納税の活用支援事業の、いわゆるポンチ絵、流れが、フローが書いてあります。

その後につけました資料の中で、吉賀町企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱案とあります。これを今、事務方のほうで考えておまして、恐らくこのところ、2番議員が言われるんだと思いますが、ここの趣旨のところ、3行目でございますが、「地域再生計画に位置づけられた事業を実施する団体等に対して」と。ここで「等」がついています。ということですから、今通告のございました地域再生推進法人に限定をされたものではないということは、そのことで御理解をいただきたいと思えます。

ただ、今回200万円の企業版ふるさと納税、納税をいただくというような大変ありがたいお話をいただいておりますが、これはそもそも全体の企業版ふるさと納税の、いわゆるスキームをつくって、これで公募しておりますが、とりわけ今回は旧六日市学園の、いわゆる有効活用に対しての財源を求めるために、これに事業を限定をさせていただいて、当然これは地域再生計画、吉賀町の総合戦略の中に位置づけた事業でございますが、これに限定をして企業版ふるさと納税を公募したものでございますので、今回に限っては、そちらのほうの推進法人さんのほうへ公募させていただくというつくりになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。昨年の8月16日、今回の旧六日市学園の施設利用について説明がございました。そのときにも、この企業版ふるさと納税に関しての説明もございました。

当初、私もちょっと勉強不足で、感じただけを申しますと、地域再生推進法人の認定を受けなければもらえないのではないかと、ちょっと勘違いをしておりましたので、改めて確認をさせていただきましたところですが、先ほど答弁にございましたが、町の企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱、私も確認させていただきました。その中には、適合する団体に対して交付できるということが書いておりました。

ここで、昨年この制度に気づかれたのか、もっと前から行政としては知っておられたのかはち

よっと分かりませんが、昨年9月に大々的に発表されました補助金の10%カット、当初予算に関しましては否決という形で、3月の28日に約5%の補助金の削減というもので通ったということですが、今年度削減されました補助金を活用している事業の中でも、地域再生に寄与している事業が、私はあるのではないかと感じております。

例えば、恐らく一番多いと思います、私も調べましたが、京都の京田辺市に関しましては、約27件の地方創生プロジェクトの申請をしておられます。その中に、市民祭りというものにも公募をかけておられる。確かに、それを盛り上げて、先ほど11番議員が発言しておられましたが、いわゆる交流人口を増やすということも、やっぱり地方創生につながるものではないかと感じました。

こういったことも申請できる、こういったことも認定していただけるのであれば、今も申し上げましたが、年度末に当初予算のほうで補助金5%という部分でも、もっと削減することが、削減といえますか、もっと削減率を下げることもできたのじゃないかと感じております。その辺の認識は、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点目についてでございます。

「まち・ひと・しごと創生第2期吉賀町総合戦略」に関連する地方創生事業が対象となります。今年度補助金を減額した事業で、地方創生事業に位置づけられている事業に対して、企業側様のほうが寄附をしたいということであれば、企業版ふるさと納税の対象ということで納付を受けることもできますし、そちらのほうへ活用することも当然できます。

いわゆるマッチングでございますので、行政あるいは活動主体と、それから企業様とのマッチングになりますので、そこらあたりの思いが成就すれば、そうした財源の活用も当然できるということでございますし、企業様も企業版ふるさと納税として税制面の優位性もございますので、活用ができるということになろうかと思えます。

今回、企業版ふるさと納税をした後も、後ほどのところにもちょっと答弁させていただきますが、いろいろなところから問い合わせもあつたりしておるようでございますから、そうしたところでマッチングできればしていきたいと思えます。

その手法はいろいろあるかと思えます。今回の旧六日市学園のように、まず町のほうから、マッチングといいますか、事業をまず提示をして、これに協力してくださいという方法もあれば、吉賀町の総合戦略であつたり、内閣府の認定を受けた、いわゆる地域再生計画、この中にたくさんメニューがあるわけでございますから、総合戦略の。これに対して応援をしたいよと、これに対しての企業版ふるさと納税をしたいよということであれば、そこで、これは事務的なことになろうかと思えますが、そうしたことでの活用はできようかと思えます。

今、御紹介ございました、京都府での自治体でのお祭りの話もございましたが、町内でも夏に柿木のほうで、今年も花火大会といいますか、夏祭りのイベントも今計画しておられるようでございますが、こうしたところに対して実行委員会に対して、企業版ふるさと納税を応援したいんだということがあれば、そこはまさにマッチングでございますから、そうしたつくりもできるといふことでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今ほど町長の答弁の中で、マッチングがまず必要だということをお聞きしました。

私、少し勘違いしておりましたんですが、これに関して、地方公共団体が申請したものに対してプレゼンテーションを行い、それに賛同した企業が企業版ふるさと納税とするものだというふうに認識をしておったのですが、これは言葉悪いですが、出来レースというか、マッチングができた事業でないと、国の認定を受けられないということになるのでしょうか。すみません、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ちょっと言葉足らずだったと思いますけど、出来レースであるものでは当然ございません。結果としてそうなる場合もあるかも分かりませんが、今回の六日市学園でもそうでございますが、あらかじめ町のほうでホームページとかいろいろな媒体でアナウンスをさせていただいて、こうしたことをやりたいので、これに対しての応援を、企業版ふるさと納税という形で応援をしてくださいというようなことをアナウンスしておりましたので、そうした計画をまず町のほうで提示をして、これに対しての応援をしていただくというのが本来の形でございます。

ただ、その前段で、企業様のほうから吉賀町の総合戦略のこの事業、地域再生計画のこの事業に対して応援したいんだということも当然あるかと思っておりますので、その場合は事務的なところでやはり進めていくことがあろうかと思っております。少し説明不足でした。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今のふるさと納税に関する質問の3番目に入らせていただきます。

私は、これも勉強不足で、昨年8月に説明を受けた企業版ふるさと納税があるんだというところで初めて知りましたんですが、そして、またさらに勉強するのに、今回まで気づかなかったというのは、ちょっと本当皆さんには失礼なことではあるんですが、こういった事業を、例えば今問題になっている六日市病院の公設民営化に対しても、これ吉賀町はもちろん、益田圏域にとっても地域再生の肝になる部分と考えます。

総合戦略のほうにも、すみません、そこをちょっと見落としておりましたが、提供するのかどうか分かりませんが、こういった支援を受けて町の財源として、そしてその事業者である石州会さんに対してという支援ができたのではないのか。今後もできるのではないのかということを考えます。町長、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地域医療に対しての応援ということだろうと思います。

御質問に今ございましたように、このたびの病院の公設民営化につきましては、町内の医療・介護の提供のみならず、通告にありますように、やはり益田圏域内の医療・介護をどうして守っていくかという圏域の問題でもあります。ひいては、島根県全体の医療圏の問題でもございます。

こうしたこともございますので、医療・介護を視野に入れたものになります。地域の現状を踏まえまして、持続可能な医療・介護体制を構築していくことは、地域再生にとっても重要な内容となりますので、今回の企業版ふるさと納税手法によって、こうした活用もできるということで御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 続いて、4番目の質問に入らせていただきます。

先ほど来、説明いただいております中で、改めてになるような形になりますが、お聞きいたします。

この制度というのは、現在は旧六日市学園の学校利活用プロジェクトという形で認定を受けて公募に入っておられるということでもあります。

再度確認になりますが、それに対してなるべく広く町民にもこの制度を周知をして、官民協働でやる事業として推進する必要があるような感じがします。

地域再生推進法人の、高津川てらす様が設立されて、官民協働で事業をやっていきたいと思います。ということでやられたのはもちろん分かりますが、こういった町民全体で考えるという意識を持っていただくためにも、個々にこういう周知をして、こういう制度があるんだよ、こういう制度を活用して、それぞれの付き合いの中で企業様がおられるのであれば、そういう形から支援をいただくこともできるんだよ、企業様としても実質1割の負担で、おまけに地域に貢献するという、すごく大きなコマースリングと言いますか、宣伝効果が得られるという制度があるのですから、これをしっかり行政として、これは本当に吉賀町が申請しないとできないものになってくると思えます。

そういった観点も併せまして、行政がしっかりアナウンスして申請業務をされる必要があるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。そして、併せて、先ほどもいろいろ問い合わせがあるという町長の答弁がございましたが、ふるさと納税の認定に申請しておる事業等ご

ございましたら、教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 繰り返しになりますが、地域再生推進法人、現段階で言います吉賀町の場合は、一般社団法人高津川てらす様のほうが、その法人に指定をさせていただきましたが、これに限定をするものではないということは繰り返し申し上げておきたいと思います。

ですから、町のほうが持っております総合戦略、イコール地域再生計画でございますが、これにのっとった事業であれば、どの事業にも対応できるということです。

ただ、限定をした事業のアナウンスをしておりませんので、これはそれから現時点ではないということをもっと申し上げておきたいと思いますが、いろいろな御提案なり情報提供をしていただきましたので、いろいろなところにアンテナを張って、そうしたことに取り組んでいきたいと思っております。

せっかく昨年、本当急ごしらえでございましたが、内閣府の手続きを取って、やっとできた企業版ふるさと納税のスキームでございますから、これをしっかり活用する。活用するというよりも、要は企業版ふるさと納税をたくさんしていただけるように頑張っていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今回の答弁のように、しっかり活用していただいて、周知もしていただけたらと思います。と言いますのも、せんだって5月の15日の全協のときに、企業版ふるさと納税に対しての質問がございました。そのときの町長の答弁の中で、これちょっと抜粋ですんで、変な捉え方をされるとちょっと困りますが、執行部も一生懸命PRをしているので、町民や議員さんも——読みましょうか、ごめんなさい。

官民連携でございますので、我々執行部もそうした努力をしていきますが、議員の皆さんであったり、それから職員もそうなんです、町民の皆様ともこうした受け皿ができるまで、地域再生推進法人、新しいまちづくりをしていきますと、ぜひゆかりのある方については、町の応援をしていただきたい。地方再生推進法人の応援をしていただきたいということを、議員さんのほうからもしっかりと声を出していただきたいということをお願い申し上げておきたいと思っております、という答弁でございました。

正直、今の六日市学園の利活用について、議員もですし、町民の方も、疑念を持っている方もおられます。

それに、一方的にこういうふうになったんだから議員さんも、私の捉え方が悪いのかもしれませんが、議員さんも応援してくださいと、しっかり声を出して言ってくださいという答弁に、ちょっと乱暴だなという、すみません、直感的に思いましたもので失礼ではあります、という



ところを感じました。

今、私が3番目でも言いましたが、ほかの事業も対象になる事業があるのであれば、それをしっかりと町が提示し、そして議員ももちろん、町民の方にも協力いただいて、そして企業の方に支援を、支援といいますか、ふるさと納税として支援していただくというふうな形を取れば、この1つじゃない、みんなが協力できることになると思います。その辺をしっかりと考えていただきまして、ふるさと納税に関しての最後の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税の仕組みといいますか、企業版ももちろん、一般的なふるさと納税も、これ活用は地方にとって大変有用であります。残念ながら、私が調べた資料で、21年の資料がありましたんで、これを見させていただいて、今回のこの通告書を出させていただいたんですが、県内では下から2番目でございます。こういう結果になりましたが、先般、質問の通告書を出した後、6月の4日の新聞に、最新の22年の結果も新聞報道がございましたんですが、これも残念ながら吉賀町は県内だけでいきますと、下から2番目。

おまけに、21年は納税額が1,357万円であったところ、22年は716万5,000円ですか、新聞報道で見ますと。約600万円の減という形で、新聞の記事にもそれがうたっております。減収のところは、はっきりとこういうふうに、増収のところ減収のところ、目立つところははっきりと新聞の記事に載っております。

こうした中で、当町はこれまでふるさと納税に対して、どのような考え方で取り組んでこられたのか。この結果についてどのように考えられるか。さらに、この結果を踏まえて、今後どのように取り組んでいかれるのか。以上、3点についてお答え願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、個人版のふるさと納税ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、これまでどのような考えで取り組んできたかにつきましては、財源の乏しい吉賀町にとっては寄附金額の増加による財源の確保、それから返礼品の販売額の増加による地域経済活性化が重要であると考えております。

これまで返礼品となり得る特産品の発掘や返礼品のポータルサイトへの登録は、農業者や農産加工事業者との関わりが大きい産業課、ふるさと会などへの情報発信は企画課、寄附者とのやり取り、あるいは返礼品発注管理、寄附金事務を総務課が行うという体制で取り組んでおります。

それから、御紹介にございました、県内において下位にある状況について、どのように考えるかということについてでございます。

本町に対するふるさと応援寄附金額につきましては、新聞報道と少し押さえ方が違うので金額に差異があるということをお理解いただきたいと思います。寄附金額につきましては、令和

4年度が716万5,000円、それから令和3年度が1,151万5,000円ということで435万円の減収と、率にいたしまして37.8%の減少ということになりました。

この結果につきましては、やはりこれは金額でございますから、その現実には真摯に受け止めていかなければならないというふうに考えております。

この分析でございます。減少要因についてでございますが、令和3年度に比べまして、大口の納税者様からの寄附がなくなったことが大きいわけでございますが、令和3年度に大きく伸びました、よしかの里の防災食としても活用できる缶入りパンが減少しております。ほかの自治体でも同様の製品を提供しておりまして、ポータルサイトでの競争条件が悪化しておるといふふうに思っております。

また、本町の特産品でございますブランド化に力を入れております米でございますが、これは全国で生産しており、あるいは主食であるがゆえに特別感が少なく、埋没しやすい傾向があるといふふうに考えております。

それから、最後、今後についてでございます。全国的な競争環境の状況、それから昨年の町への寄附結果を踏まえまして、今後も寄附金額の増加、それから返礼品の販売額の増加による地域経済活性化を目指して、特産品の発掘による返礼品の種類増加、それから有意性のある返礼品の磨き上げ、ブラッシュアップでございます。

それから、ふるさと納税ポータルサイトを通じた特産品の見せ方、目立ち方、そうしたことを含めて情報発信、それから町と御縁のある方への情報発信を行うなどの取り組みをより一層努めてまいりたいと思います。

また、これまで寄附採納の流れで総務課が中心となって事務を行っておりましたが、返礼品や情報発信だけではなく、その推進体制についても事務分掌的に組織的な問題や無理があったり、あるいは、このセクション間での壁などがないか、人員体制に問題がないか、こうしたことも含めて検証してまいりたいというふうに思います。

今回、先ほど御紹介ありました山陰中央新報のほうですが、これは県内の自治体のお話もございましたが、一番焦点になったのは鳥取県と島根県の比較でございました。これは一般論として書いてありますけれど、やはりこの鳥取県の場合、いわゆるそのふるさとチョイスのアイテムの数が鳥取県は800点、島根県が120点というふうに大きな差があると。

ですから、この制度が始まった15年間の寄附額も鳥取県は28億円を超えていますが、島根県は僅か3億円だということですから、あるものをたくさんまずは品ぞろえをするというのが必要であるかというふうに思いますし、要するにアイテムの数を増やすと。それから、もう一つは、組合せであったり、そうしたことがあるということも一つの要因だと思います。

では、吉賀町はどのくらいのアイテムかということで申し上げますと、やはりほかの自治体と

比べるとかなり少ないと思います。そうしたことをやはり検討していかなければならないかと思  
います。

この新聞報道があったからということだけでもないんですが、こうした報道があったわけでご  
ざいますので、やはり町としても本当に真剣に考えていかなきゃならないということでございま  
して、私のほうから副町長を通じて直接今担当になっています総務課、企画課、それから産業課  
のほうで、これまでの検証とこれからの取り組み方、今年度の目標額は1,300万円でありま  
すから。

ということで、令和3年度、令和4年度の状況で言うと、とてもそれが達成できないというこ  
とになりますから、この財源を確保するべき、その方針をしっかりと立てて報告をするようにとい  
う指示も出しておりますので、またこれに向けてしっかりと全庁を挙げて取り組んでまいりたい  
というふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 先ほど品目数の違いというところで町長の答弁がございましたが、  
ちなみに島根県におきますと、私が調べた部分で21年の資料を出しますが、浜田市が12億  
4,000万円で、このアイテム数が598、一番多いアイテム数を持っている美郷町に関して  
は17位で3,640万円、993品目、吉賀町に関しましては、先ほど言われました  
1,100万円ぐらいで87品目という形で調べております。決してこの品目数が少ないからと  
か多いとか、人口が多いとか少ないとか、海があるとか山があるからとかということではないと  
思います。

改めて、先ほど町長がうれしい答弁をしていただきましたが、検討し直して、この考え方――  
私は今回、質問したのは本当に考え方を、いま一度改めて考え直していくことも必要じゃないか  
ということで質問させていただきましたので、どうぞその辺も併せて考えていただけましたらと  
思います。

時間も少し12時も過ぎてしまいましたが、通告しておりますので、最後の地域公共交通網形  
成について（デマンドタクシー試行について）のところで質問させていただきます。

1・2番と質問事項を分けておりますが、端的にするために1・2番両方とも同時に質問させ  
ていただきます。

先般5月15日より六日市地区の循環の実証運行が開始されております。ちょうど1か月とい  
う形になりますので、もし1か月の単位で利用状況等が分かりましたら、そして利用者の意見や  
評判、まだ1か月ですが、1か月という切りもありますので、ありましたらお教えてください。お  
願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） では続きまして、地域公共交通網形成についてということで、とりわけデマンドタクシー試行についてということでお答えをしたいと思います。

まず、試行を始めてちょうど1か月になるというところでの利用人数でございますが、直近の数で申しますと、6月12日現在ということで16名、16件でございます。ただ、新聞報道にもありましたが、年間で三千数百人を見込んでの実証実験に入っておりますので、これを月に割り戻すとここにはかなりの差異がある、乖離があるということは1桁違いますから、御理解をいただきたいと思えます。

ただ、これにはやはりいろいろまだ問題があると思えます。一つは、確かに記者発表をして新聞にも出ました。パンフレットも作って全戸配布をいたしました。ですが、そこで終わっていません。PR不足は当然あります。

それから、なかなかそれだけの情報発信でございますから、使い勝手が分からないということも当然あるかと思えます。

さらには御高齢の方が御使用になる頻度が高いかと思えますが、バスと今回のこのデマンドと違いますか、地域循環のタクシーを利用できるんですが、なかなかそのセッティングが御理解いただけないということがあつたりして、まだまだ課題があるのではないかというふうに思っております。

それから、利用者様のほうからの意見、評判等があればということでございます。運行をお願いしております六日市交通から聞き取りを行ったところでございますが、利用者の方からは「病院等が終わる時間が分からないために予約が難しい」といった意見があつたり、本格実施に向けての課題なども少し見え始めてきたかと思っております。

まさにそうでございます。診察といっても御本人さんの御都合じゃなくて当然、病院様のほうの時間によるわけでございますから、帰りの時間の設定が非常に難しいというのは本当に分かります。

また、役場の窓口にも数件、直接問い合わせがございました。例を申し上げますと、木部谷・大野原、幸地・立河内のタクシー助成と混同されているケースが大半でございました。また、雨の日の利用を想定されている方からの利用方法の確認といったケースもございました。ということでございます。

いろいろこうまだまだ課題もあつたり、周知不足のところもあつたりしますので、特にこのエリア内、連担地エリア内でのシステムでございますから、病院であつたり、それから多くの皆さんが集まられます商店であつたり、そうしたところへやはり行政のほうが出かけていく、あるいは各地区のサロンのほうへ出かけていって、このシステム、循環線のお話をさせていただいて利用頻度を上げていく、そうした努力をしなければならないかと思えます。

約1年後には今回の実証実験の内容を精査させていただいて、本格運行するかどうかという決定をさせていただきたいと思いますので、これから早急にそうした対応を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。まだ1か月というところではありますが、いろいろな意見もあり、今までやっていた生活の流れを変えるということにもなりますので難しいところはございますが、周知をしていただきまして柔軟に形を変えていくのも一つの手だとは思っています。

どうぞ丁寧にやっていただきまして、これがうまく成功することを願って、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を開始します。

4番目の通告者、5番、河村由美子議員の発言を許します。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） それでは、私は大まかには2点通告してございますので、まず1点目なんですけども、人口増加事業についてというお尋ねをいたします。

国も国家存亡の危機ということで、少子化対策に異次元な対策を取ると、政策を取ると公約をしておりますが、地方もそれぞれの工夫を凝らしております。一つの例を申し上げれば、これは当町も子育て支援はしておりますけども、岡山県の奈義町、人口は当町と同じぐらい5,700人ぐらいなんですけども、その出生率というのが2.95人ぐらい。小中学校の給食費、ここは半額補助なんですよね。高校までが医療費無料としております。

財源につきましては、ここよりは議員が多くて14人だったんですが、これは行政のほうから何人にしますということではできないですから、議員のほうを検討されたんだと思いますが、従来は14人おられたものが、現在は10人。

それと、職員を削減しておるんですけども、人口対比でいいますと、ここは5,700何十人ということに対して約100名という職員だろうと思いますが、そこは89人までとしております。そのほかに当たりましては公共事業であったりとか、補助、指定管理事業等の見直し等でいろんなことを削減、見直しということをして、全体で1億6,000万円ぐらいのお金を捻出して、常に無駄がないかどうかということのを精査して、子育ての悩みの解消であったりと

か、高齢者が元気をもらえる総合的な対策を取っておる町であります。そこは大変全国でもということで岸田総理も視察に行ったようなことが新聞とかに出ておりましたけども。

それはそれとして、そういうことが全体的にはそういう規模的なものと同じぐらいの規模であって、その全体の一般会計当初予算とかは存じておりませんが、当町にとりまして事業の見直し、この3月にも当初予算を否決して最後は通ったということもありましたが、その中でも補助金の削減であったりとかというようなことがちょっと問題になっておりましたけども。当町で今考えられるところは、何が無駄という表現がいかかしたもんかとは思いますが、ここはどういうふうに切り替えたならこうなるというようなことを町長自身が何をお考えですか。お答えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の1点目でございますが、人口増加事業についてということで、まず前段の部分についての通告に対してのお答えをしたいと思います。

吉賀町では平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間といたしました、第2次吉賀町まちづくり計画を策定しておりまして、その中で計画目標年度である令和8年度における目標人口を5,576人と設定をしております。

まちづくり計画の着実な実行には、町を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に対応しつつ、確かな行財政基盤を確立することが不可欠でございます。そのため持続可能で安定的な行政運営の確立を目指し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間といたしました、第4次吉賀町行政改革計画・財政健全化計画を策定いたしまして、それに基づく取り組みを進めることで、まちづくり計画の着実な推進を図っているところでございます。

また、取り組みは新たに生じる課題や進捗状況を踏まえて柔軟に対応することとしておりますので、精査・検証を加えながら、まちづくり計画との整合性を確保し、事業に反映しつつ進めているところでございます。

現在、吉賀町では、少子化対策として、保育料や小中学校の給食費、高校までの医療費について無償化を行っていますが、そういった事業に加え、職員の定員適正化計画等の組織、人事管理に係る計画や財政健全化に係る手法の検証等、多角的な視点からの総合的な取り組みを進めて、まちづくり計画に掲げる目標の達成を図ってまいりたいと思います。

通告の中で岡山県の奈義町のお話がありました。人口がおおむね吉賀町と同じ。吉賀町は5,800人ぐらいになりましたから、今通告にありましたように、この奈義町が、私もちょっと調べてみましたが、前回の令和2年の国調で5,578人、それから令和4年の1月の住基人口でいいますと5,768人ですから、おおむね5,700人になろうと思います。それから、面積で申し上げますと、こちらは約69平方キロメートル。人口で比較するとおおむね同じ規模な

んですが、やはりこの町は、私も以前からこの町は気になっておりましたが、基本的に大きな違いがあります。といいますのは、皆さんも御承知のことかと思いますが、陸上自衛隊の日本原駐屯地があります。この5,700人余りのうち、ここの駐屯地で今在籍しておられる方が約600人。そのうちの半分の300人は、車で僅か30分の津山市から通勤をされておる。残りの300人がまさにこの奈義町で在住をしておられる。当然御本人さんだけじゃなくて家族の方もいらっしゃいますから、この人口5,700人のうち300人以上の方は、陸上自衛隊の自衛官の方だろうと思います。

それから、面積のお話をさせていただきました。総面積は約69平方キロメートル。一方、吉賀町は336平方キロメートル。単純に計算をして奈義町の約4.8倍ですから、逆の見方をすれば、吉賀町の面積の5分の1です。さらに先ほど申し上げました日本原駐屯地の面積は約1,700ヘクタール、平方キロでいいますと17平方キロ。これを69平方キロから引きますと52平方キロメートル。ですから、これを吉賀町の336平方キロと比較すると、6分の1なんですよ、行政エリアが。

言いたいのは何かといいますと、基本的に人口の構成であったり、それから行政エリアの面積が非常に大きな乖離がある、吉賀町とは。ですから、単純に物事を比較するのは非常に難しい部分が私はあるかと思っています。

それから、財政規模で申し上げますと、今年度、令和5年度の一般会計当初予算が、奈義町の場合は調べてみますと71億9,000万円。吉賀町の当初予算、いろいろ紆余曲折ございましたが約76億円。おおむね同じ。吉賀町のほうが約4億円から5億円ぐらい大きいと、こういうことなんですけど。

財源で申し上げますと、国有施設等所在市町村助成金の交付金というのがあります。吉賀町の場合でありますと、これに該当するのは主に国有林でございます。この交付金が年間で当初予算で申し上げますと575万円。一方、奈義町で申し上げますと、先ほど言いましたように膨大な、奈義町の面積のうちの約4分の1が陸上自衛隊の駐屯地の面積ですから、これが国有地だろうと思いますから、これに係る国からの交付金が1年間で5,800万円。人口規模こそおおむね同じでございますが、人口構成、それから面積、それから財源、こうしたことで比較をすると大きな乖離がありますから、なかなか一概に比較するのが難しいということをまず申し上げておきたいと思います。

ですから、行政効率が非常に、私は奈義町の場合は吉賀町と比較するといいいと思います。人口は同じですけど、そこを所管をするエリアが非常に狭い。山口県の和木町もそうなんですけど、本当に行政エリアが低いということです。あそこも固定資産税がたくさん大きい企業がありますから入ってきますので、非常に潤沢でございます。ですから、行政効率が高いがゆえに職員の数

も少なく済むと、こういうことだろうと思います。これは決めてかかってははいけませんけど、やはりそうした見方もしていけないと私はいけないかなというふうに思っております。

それで、通告にもありますように、いわゆる当町における無駄と思える事業についての問い合わせがございました。各種計画、それから施政方針に基づいて措置いたしました予算、先ほど申し上げましたように、当初予算否決をされたり、それから後の臨時議会のほうで補助金を削減したもので議決を頂いたということもございまして、結果的には可決承認していただいております。したがって、これはゼロ予算による施策も含めてでございますが、現状において御承認をいただいた予算でもございますので、無駄と思える事業は、私はないというふうに考えております。認識をしております。

ただ、奈義町の場合もそうでございますが、日常的に事務事業に対しての精査を日々行いまして、健全な行財政運営に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長の答弁では、予算規模、人口規模には乖離はないけども、エリアが非常に狭い、広いということがあって、効率がよいというお話でありましたが、別に町内を端から端まで走って歩くわけじゃありませんので、行政サービス事務というものは、パソコン、インターネットでもできるわけですから、別に職員がどんどん出かけていってサービスを補うということではないと思いますから、それには値しないというふうに私は思います。

それと、まずは人口。ここはなぜ言うかといったら、出生率のことは私は重視しておるんですが。まずは、吉賀町が今まで子育て支援、年齢のいかれた我々年代の方に言わせると、子育て支援が手厚過ぎるんじゃないかというような話もいろいろ聞きますけど、やはり給食費とか医療費が無料になっていまして、やはりそれだけでは補えないものがありますし、これまでの事業です。そういうことを踏襲していっただけでは、なかなか人口増加にはつながらないというふうに私は思えるんですが。

そうした中で、先ほど町長が無駄なことやなんかないよという話でありましたが、やはり住民目線で見ますと、十分な無駄とかいうものが目に見えてあると思うんですけども、その辺の洗い出しをしたりとか、創意工夫でもっともっと効率がいい行政運営して、しかも、その上で私が何度も前から言いますように、稼ぐ町ということを考える。先ほども11番議員が言っておられましたが、津和野町とタイアップじゃないですが、そういうことをして木材の火力発電もいいですし、水力発電も私も何度も言いますが、そういうことをしてでもそういうものを捻出して、そういうものに充てていく。今後は、なかなか税収を得るといっても、政府が言っているように、子育てをするのに、今から3兆も3兆5,000億円も要するようなことで、社会保険のほうへでも



転嫁しようかと、高齢者年金のほうへもしようというようなことを言うておりますが、それは若者の可処分所得も阻害すると言ってはあれなんですけど、その辺にも影響するわけですから、そうでなしに、ひもつきでない財源を求めて、我が町に自由度の高い自主財源を高める事業をやりひるまず及ばず推進していくべきだと私は思います。その辺で、この分については町長も何回質問しても平行線のような気もするんですけど、とにかく私が言いたいことは、自由度の高い自主財源を高める事業を推進してほしいというのが一生懸命でございます。

それで、1点目につきましては、人口増加の事業の中で、これ3月の定例会の続きのようなことなんですけども、病院の件なんですけども、町長の答弁の中で多額な負債を抱える石州会に税金を投入して公設民営化を進めることは、地方財政法上の法令遵守に違反するおそれが極めて高いということで、新法人を立ち上げるということになりまして、現在進行中なわけなんですけども。

これが医療法及び厚生事務次官の依命通知というのがあると思うんですけども、それに基づきますと、石州会六日市病院の指導監督についてということをお尋ねしたいわけなんですけども、石州会の多年にわたる経営状況の悪化や、昨年12月の石州会の評議員の一方的な解任というようなことがあったりしまして、諸規定に抵触すると思われる事案が発生したということになっております。このことで、県は石州会に対して適切な措置を講じてきたのかなという気もするんですけど、また、その必要性がないのか、あるのかということですね。

それと、まず医療法第63条に基づいて、会計の状況を検査する義務と申しますか、あると思うんですけども、その辺を検査をしたんでしょうかということをお聞きします。

もう一つは、医療法第64条の2第4項においては、それによって業務停止命令をすることができると思いますが、そういった場合に適切でないと思われたときに適切な措置を講じるよう県知事と密な協議をしてきたのか。その辺のところをお聞きをしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 後段の前に、先ほどの無駄と思える云々ということなんですけど、奈義町の合計特殊出生率の話がございましたので、少し私の説明不足もあってもいけませんので、当町の状況も少しだけ御紹介をさせていただきたいと思いますが。

今回の通告で担当のほうでいろいろ精査をしていただいたところでございますが、吉賀町の合計特殊出生率は今から7年前、ですから平成28年度、このときは1.91でございました。そこから今、年数たっておりますが、直近で統計上出てくるのが令和2年なんですけど、これで1.89。おおむね1.9を前後を行ったり来たりということでございます。それから出生数、生まれる子どもの数で申し上げますと、平成28年度には27人しか生まれませんでしたけど、そ

の翌年度以降は50人のときがあったり、それから最近は40から30人台で推移をしているということでございます。

申し上げました合計特殊出生率は、国や島根県の中でも非常に率は高うございまして、人口は残念ながら減少はしておりますが、分母が減る中で、どうかその合計特殊出生率を高率でキープができたり、それから出生数も今30人から40人で推移をしているということでいえば、少子化対策は、町といたしましては、担当課含めて頑張っておるのではないかとこのように思っております。

それから経済対策のお話、以前から議員言われますけど、今、現状の直近でいいますと、今年度の当初予算3本柱ですね、学校給食費、保育料、高校生の医療費。これに対しての財源は約5,000万円でございます。これだけの予算を投入して対策を講じているということでございまして、総合戦略の中でもこの3本柱の少子化対策は完全無償でやっていただきたいという目標も立っておりますので、これはそれで対応させていただきたいと思っております。

それから後段ございました、主題が人口増加事業についてということで、前段と後段の分ちよっとかけ離れておりますので、少し答弁の内容で乖離があったら大変失礼なんですけど、お答えをさせていただきたいと思っております。

特に法的なところがございまして、少し言葉を加えて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、前段といたしまして、通告にあります厚生事務次官通知等について触れておきたいと思っております。各都道府県知事宛てに厚生事務次官から通知されております、「医療機関に対する指導監督の徹底について」におきましては、4項目の事項について留意の上、医療機関に対する指導監督の徹底を求めています。この項目の中に、「毎年度医療法人から提出される決算の内容についても、病院の健全な管理運営を確保する見地から十分審査を行うこと」ということが記されております。

また、この事務次官通知を受けて出されました、厚生省医務局長通知では、指導監督に当たり留意することについて、「医療法人の財務内容の審査は、特に次の点について重点的に行うこと」といたしまして、「多額の借り入れを行っている医療法人については、特に留意して指導に当たること」が上げられています。併せて、「指導監督に当たっては、市町村住民からの通報等にも十分配慮するとともに、特に保険担当部局、公費医療担当部局等、病院の管理運営に関し指導監督権限を有する他の部局等との情報の交換、定期連絡会議の開催等、連携を密にしてこれを行うこととし、病院の管理運営について法令違反の疑いが持たれる場合には、特に厳正な監視指導を行うこと」ということが記されているわけでございます。

というようなことを踏まえまして、通告にあります1点目、医療法第63条に基づきます、会計の状況の検査についてお答えをしたいと思います。

社会医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、事業報告書や決算関連資料を県知事に届け出ます。県は届け出されました書類により、社会医療法人の事業や運営、救急医療等確保事業の実施状況について審査をし、実地検査等により要件の適合を確認することとなっております。

また、医療法第63条におきましては、都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令等に違反している疑いがある場合や運営が著しく適正を欠く疑いがある場合、「当該医療法人に対して、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、または当該職員にその事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる」とされているところでございます。

これまでのところ、本年の1月31日に島根県の健康福祉部並びに地域振興部が社会医療法人石州会を訪問していることは、我々も確認をしております。しかし、これまでの法第63条に基づく立ち入り検査等については、町として指導状況を把握できていないために、島根県に確認を行いました。これによると、法第63条に基づく立ち入り検査の実施の有無、また、その内容、状況等についても公表していないとの回答がございました。

一方で、社会医療法人石州会にも法第63条による立ち入り検査等を受けたことがあるかの確認をしたところ、そうした事実は確認できませんでした。

続いて、2点目の業務停止命令に係る県知事との協議についてお答えをしたいと思います。

都道府県知事が医療法第63条の検査により、法令等の違反や運営が著しく適正を欠くと認めるときなどに、法第64条により業務の停止や役員解任を勧告することができることに関し、県知事への協議をしてきたかという点についての質問かと思えます。

吉賀町は、補助金等の交付はしているものの民間医療法人に対する県の対応を協議する立場にはございません。逐次、経営状況等の情報については県に提供してきましたが、町から正式に県に対して、医療法に基づく立ち入りや検査の実施について協議したことはございません。島根県医療政策課との打ち合わせ等の中では、県として対応を行う考えはないか聞いたことはありますが、県としては立ち入り検査、立ち入り等の状況等についてはお答えできないとの回答でございました。

また、県においては、社会医療法人の事業報告等を審査されており、令和元年7月以降は、吉賀町医療・介護あり方検討会や吉賀町地域医療確保に向けた実務者会議でも、石州会の状況は把握されておられます。医療法に基づく対応については公表されていませんが、このような石州会を交えた協議の場や、あるいは個別に病院に訪問するなどによりまして、助言等は実施しているとの回答も頂いているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長の今の説明によりますと、63条においては、1月31日に県の所管の方が病院のほうへ訪問されたということですね。それで、そのことに対して事業所

に立ち入ったけれども、会計の状況を検査することができるとはあるけれども、したんであるのか分かりませんが、そのことについては公表はできないといいますが、していないということですよ。それで、病院のほうもそういう事実はないという回答であったということによろしいのでしょうか。

それと、64条2の4項につきましては、非常にそういう社会医療法人の認定を取り消したり、今から14年前だと思うんですよ、特別医療法人から社会医療法人に石州会が変わったのがですね。社会医療法人というものは、個人病院といっても公的な公益の病院だという位置づけがあると思うんですよ。ですから、こういう法律とかが適用されるといったら私も詳しいことは分かりませんが、書いてある内容を見ますと、そういうことが書いてあるから、そうであろうと思うんですが。そうするとですね、そうはいつでも、なかなか業績が悪いとか何とかかんとかで即停止を求めるとか命ずるといことができるとはしてあるものの、なかなか実行に移せない現実があるんじゃないかなというふうに思います。

今後は、これを公設民営化に向けて、町長はこの前たしか、私の記憶間違いかもしれませんが、一応公設民営化に実施をするのは、明年度6年の3月31日、4月1日をもってというようなことでしたが、病院のほうも経営内容が非常に逼迫しとるといようなこともあり、要するに少しでも切り替えというかですね、そういうのを前倒しをしたいというようなことを聞いた記憶があるんですけども、今後、切れ目のない医療を提供することがあくまで前提でありますが、新法人をスタートするまでの時期ですね、私が記憶している9月頃に切り替わるのか、あるいは当初の予定どおりの明年度3月をもってやるのか。診療体制についてはどうなるのかなというところが、はっきりとこの場でお聞きをしたいと思うんですが、この法律もさることなんですけども、とりあえず今までの私が言ったことに御回答ください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 繰り返しになるかも知れませんが、まず、法第63条の関係でございますが、お答えをいたしましたように、なかなか県のほうでの公表ができないということでございますし、一方、石州会様のほうにも確認をいたしました。そうした事実は確認できませんでしたということでございますので、我々が承知しておりますのは、議会のほうにも報告させていただきましたが、本年の1月31日に本庁の健康福祉部長とそれから地域振興部長、さらには両部の関係する課長が出向いて石州会のほうへ行かれたというような報告は受けておりますし、報告もしているところでございます。

しかしながら、その内容あるいはそれ以後のところ、あったかどうかということも含めて、石州会のほうにも確認をさせていただいたが、その事実が確認できなかったということでございますので、現状といたしましては、そこまでのところしか、我々の立場とすれば回答できないとい

うことでございます。

それから、第64条の関係でございます。これにつきましても町といたしましては、補助金の交付はしておりますが、申し上げましたように民間医療法人に対する県の対応を協議する立場はないというようなスタンスでございますので、なかなか先ほどと同じように、県のほうが公表ができないということであれば、その内容については掌握することができないというもどかしさもあるわけでございます。ただ、これは決められた法の中で定められたところをやっておるところでございますので、これは致し方ない部分だろうと思います。

ただ、そうはいいながらも、実務者会議であったりのところで、今関係者で月に1回、必ず会議を行っております。そこでは現状の財政状況についても資料提出をしていただいております。伺いしておりますので、当然吉賀町もそうでございますし、島根県当局のほうも、この内容については承知をしておるというふうに考えておられて、これに対しての助言等は実施していただいているものというふうには認識をしております。

それから、後段の公設民営化のいわゆる時期の話がございました。これは現状は、大原則は来年の令和6年の4月1日でバトンタッチをするということでございます。ただ、財政の状況が非常に厳しいということは、これは変わっておりませんので、我々といたしましては、不測の事態がいつ起こってもいいように、いつ起こってもいいようにという言い方は変でございますが、そうした事態が起こったときに、いわゆる空白なくシームレスでバトンタッチができるようにということで、2番議員のところでもお答えをさせていただきましたが、たくさんやるべきことがあります。今、弁護士の先生等々とも相談をさせていただきながら、当然島根県とも協議をしながら、それから資料提供等につきましては石州会様のほうからも提供していただきながら、それに対しての準備をさせていただいております。大原則は来年の4月でございますが、不測の事態を想定をしながら、一刻も早いことができるように今対策を講じているところでございます。準備をしているということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 63条、64条につきましては、県のほうが公表は厳しい、難しいということになれば、それ以上お聞きをしても、町長がお答えはできないと思いますが。

各都道府県知事宛てに厚生省の医務局長通知というのがあると思うんですよ。その内容は、医療法人の財務内容の審査は、特に次の点について重点的に行うこと。多額な借入れを行っている医療法人については、特に注意して指導に当たること。それと、指導監督に当たっては、市町村住民からの通知等にも十分配慮するとともに、特に保険担当部局、公費医療担当部局等、病院の管理運営に関し指導監督権限を有する他の部局等の情報の交換、定期連絡会議の開催等、連携を密にしてこれを行うこととなっております。ここで、この諸規定によりますと、都

道府県の知事は、医療法人への管理監督責任があるわけですから、市町村は県に対して、医療法人の管理運営に関して情報の提供の責務があると解されておるわけなんですよ。

そこで、町長にお聞きをするのは、当町はこのような状況を熟知していたはずなんですけれども、今この場に及んでといいますか、状況の中で、県との連携はきちっとできていたのか。県に対して適切な、随時ランダムに情報を提供してきたのかということをお聞きをします。そして、この規定を受けて、県及び町は今後どのような対応を考えているのか。公設民営化に向けて進める中で、こういう全ての法というんですか、決まり事ですよ、そういうことが円滑に県とも密にっていないと、移行するのが、町ばかりと病院ばかりがやってもできない。三者がきちっとしないと、移行が難しいと思うんですよ、いろんな面で。そういうところでこの医発第170というものに対して、県のほうへ密にしていたのかなというところの現状をお聞きしたいんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告にもありましたし、先ほど答弁もさせていただきました。国の省庁の医務局長通知で都道府県知事のほうへ指導監督に当たるようにというような通知が当然出ているわけでございます。言わば、都道府県、島根県の業務としてこうしたことをやりなさいと、こういうことでございますから、そこに直接的に我々基礎自治体が立ち入るところではないわけでございますが。といいながら、この中にもあります御紹介もありましたように、市町村住民からの通報等、これにやはり行政も含まれると思いますけど、この石州会六日市病院の状況につきましては、我々といたしましては県のほうには情報提供させていただいておるというふうに考えております。その度合いはあろうかと思いますが、県の担当部局のほうにはそのような情報提供をさせていただいておるところでございます。それから、直接的あるいはいろんな会議の中で、そうしたこともあるので、石州会六日市病院のほうへも指導監督をぜひお願いをしたいということも直接的にお願いをしてきたことも事実でございます。

それから、今後の対応ということでこれは当然のことでございますけど、吉賀町内にある法人、医療法人、社会医療法人ですから、当然吉賀町と法人様との関係の中で協議していくというのは当然でございますが、島根県当局と連携を取りながらやるというのも、これは当然のことでございますので、今申し上げましたように、実務者会議を島根県、吉賀町、石州会、さらには包括連携協定を締結させていただいた益田日赤、それから津和野町の医療法人橘井堂、こうした方にも入っていただいて、定期的、定例で実務者会議を月2回実施をさせていただいておりますので、ここでしっかり連携をさせていただき情報提供、情報共有しながら、これから対応していきたいと思っております。

非常に刻一刻と残された時間は少なくなっているというのは現実でございますから、様々な課

題がありますが、それを一つずつ丁寧に対処させていただいて、シームレスなバトンタッチをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長がおっしゃることも分かりますが、この法律に抵触しているなんていうことは、今後の県との問題とか、石州会との問題であつれきがあつたりすることではないかと思いますが、要するには、円滑にスムーズに引継ぎができて、我々としてはスタートする時期が少しでもきちっと規定どおりといいますか、できることを願っておりますし、今後の診療体制は何度か説明もありましたが、できるだけ、とはいいまして人口減少の中で高齢化比率が高い現状の中で、例えば産婦人科を持ってきてくださいとか、そういうことを言うのは無理な話でございますので。ですが、そういうところの診療科目というのを充実させるということと。私が思いますのに、今現在200人ぐらいの職員の方がおられるというお話ですが、9月に一度、今の看護師さん等々は一応解雇して退職してもらって清算をするというような話も聞く人もおりますし、いやいや、3月までずっとこうするというような話もあるんですが、その辺はやはり病院のこととはいっても、やはり今度は町がああして公設民営化するわけですから、今おられる職員さんの再就職といいますか、その辺のところもきちんと、町内の方もいらっしゃいますし、先生は町内の方はおられんかもしれませんが、看護師、介護士さん、その他事務職の方とおられるわけですから、その辺のところをどういうふうになっているのかなというのが、町のほうでも、石州会のことだからということじゃなしに分かると思うんですが、どういう体制になっていくんでしょうか。その辺を御答弁ください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 六日市病院、石州会様の件につきましては、これまでいろいろな機会を通じて全員協議会等で資料提示をさせていただいて説明をさせていただきました。お話のありました診療科につきましても、現状で申し上げますと、総合診療科、それから歯科口腔外科、それから整形外科、眼科、これに対応すると。それから、ベッド数についても介護療養含めてその数も提示をさせていただいておりますので、この計画に基づいて、新しい法人様のほうで準備をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ドクターも含めてでございますけど、やはりそこで働いていただける方、従業員の確保が何ととっても大切なことでございます。3月10日でございますが、我々が出向いてそうしたチャンスを頂きましたので、職員の皆さん、当然勤務の関係がありますから、全員の方ということではございませんでしたが、出席が可能な方にお集まりをいただいてアナウンスをさせていただきました。そこでは、まず私のほうからは、皆さんのこのノウハウを含めて力をぜひ貸していただきたいということと、あとは町としてできる限りの雇用の確保に努めていきたい、汗

をかいていきたいということを申し上げておるところでございます。

それから、採用のことにつきましては、6月5日の全員協議会のほうで、新しい法人としての採用計画のペーパーも提示をさせていただいたところでございます。これも限られた時間の中でやることでございますし、今約200名の方が働いていらっしゃいます。その方に対してのアプローチ、採用試験も行うということになると物理的に非常に難しい部分がありますので、今回、議会のほうにも上程をさせていただいて財源の確保をお願いしておりますけど、アウトソーシングをさせていただいて、そうした対応をさせていただきたいということで準備を進めておるところでございます。町内の方もいらっしゃれば、町外の方、県外の方もたくさんいらっしゃいます。この石州会が運営しておられる六日市病院、どうにか、違う形になりますけど残していくということで、当然御同感いただける方はたくさんいらっしゃると思いますので、そうした方を一人でも多く採用して雇用させていただいて、新しい法人でしっかりした診療体制が組めるように対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほどから言っております63条、64条、いずれも県との関連といますか連絡というのがあると思うんですが、その辺のところは、あとに残さない支障のないようなところで密の連絡を取り合って、円滑に進んでスムーズに移行するのが当然でございますので、それは町の責任でもありますから、その辺はしっかりとやってほしいと思います。

それと不動産取得につきましても、先ほどの2番議員の話でもありましたけども、土地、建物を何十年前に譲渡したものを買い取るというような話もありますが、借り受ける方法もありますけども、やっぱりいろんな民間の銀行なんかには借金の負債もたくさんありますから、あっさりですね、これは私の意見ですよ、あっさり振り替えて新しくやったほうがいいと、こんなこと先走っちゃいけません、その辺も視野に入れて、前途洋々な建設的な考えを持って、後ろ向き横向きでなしに、前へ行くのみでもいけません、やはりその辺は大胆な思いの切替えをしないところということはできませんよ、町長。何もかもきれいごとでは済まない面がありますから、その辺は肝に銘じて、町長、遺憾なく手腕を振るっていただいて、円滑に公設民営化に移行ができるような努力をしてほしいと思いますし、その辺のところでは本当は来年の3月まで行かないで、もっと前倒してできる方法論があるのであれば、町長のこう思っているとか、やれそうなどという見通しがあればお答えをいただきたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現時点において、いつからという確たる見通しがあるわけではございません。2月の全協2回やりました、13日と24日。前段の13日のところで少し方向性を出させていただいて、24日の2回目の全員協議会の中で最終的な町の判断、それから方針について



表明をさせていただいた。そこからがスタートでございまして、今もう既に数か月たちましたけど、本当にやることたくさんございますが、現状は、まずは令和6年の4月1日で石州会から新しい法人のほうへバトンタッチするというのが大前提でございます。とはいいいながらも厳しい状況であることには間違いございませんので、不測の事態が万が一起こったときには、スムーズな円滑なバトンタッチができるように頑張っていくしかないかと思っております。

大胆なというお話もございましたが、やはりそうはいっても、法で許される中で、手法で、やっていかなければならないというのが我々行政の立場でございますので、その範囲の中でしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

何回も申し上げます。吉賀町の皆さんの命と健康を守るのが、我々の行政としての第一義的な使命でございますので、そのことを忘れず、忘れてはおりませんが、対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長のお考えも分かりましたが、あまり慎重慎重過ぎてもいけませんので、大胆にするときには大胆に考えを切り替えていただくことも大切であろうというふうに思います。

残り11分でございますので、2点目の質問出しておりましたが、中止といたします。

以上をもちまして、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、5番、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで10分間、2時まで休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10番の中田元でございます。よろしく申し上げます。今日2問通告しておりますので、まず1問目に、高齢者等を対象にした移動販売事業についてということ質問させていただきます。

高齢者等を対象にした移動販売事業ということでございますが、高齢者だけでなしに、例えば身体障がい者の方あるいは免許証を返納された方、いろいろ高齢者でもおられます。そういうことを全体を対象にしたということで「等」をつけさせていただいております。

現在、町内の高齢者等の買い物は、困難な状況にあると思っております。町内には大型のスーパー

マーケット2店舗が営業されております。一方で住民の減少、少子高齢化などで地元小売業の廃業、中心市街地や既存商店街の衰退が続いております。また、移動販売をされておられた業者さんも昨年9月末で廃業となり、高齢者の毎日の食料品の買い物は、切実、深刻な状況になっているのではないかと考えられます。

御承知のように、当町の65歳以上の高齢化比率は、平成30年度で43.2%、今年3月末での比率は45.5%となっており、買い物弱者と呼ばれる方たちも年々増えております。

そういった中、昨年から社会福祉協議会では軽度生活援助事業として買い物支援を立ち上げましたが、実績はまだ一、二件程度であるとお聞きしました。買い物代行をしてもらう事業は、町民の需要が少ないことと感じております。

一方、社会福祉協議会では、昨年まで行われていた移動販売を受けた人たちの意見をまとめておられます。その内容は4点ありますが、①家の前に来てもらえ、商品を見て購入できる。②定期的に来てもらえるので予定が立つ。③運転手さんや近所の方との話ができ、とても楽しい。④少し高めではあるが買っているなどの意見があったとお聞きしました。一般に高齢者と言わず若い人でも、買い物は自分で手に取って確かめて買うことが一番の楽しみだと言われております。

先ほど町長のほうに一枚紙を差し上げましたが、これは鳥取県の日野町で常設店舗から移動販売をしておるといところでネットのほうに出ておりましたのでちょっとコピーしたんですが、「取組の効果」というのが2枚目にあるかと思えます。ここの4点ほど効果というのが掲げてあります。これも今、私が社協のほうで調べた件とおおむね同じですが、ちょっと読み上げてみたいと思えます。

「取組の効果」として、戸別訪問を行うことで、日野町内で買い物が困難な住民にとっては、自宅前に小さなコンビニが来たようなイメージで移動販売車を利用することができ、生涯、住み慣れた場所で生活することができる。

2番目として、食料品供給を通じて利用者同士やドライバー、見守り活動のスタッフと顔を合わせる機会となることから、地域コミュニティの形成に寄与する。

3番目として、食料品スーパー及び移動販売では、地域住民が事業運営に参画することで雇用の創出につながる。

4番目として、移動販売事業と併せて見守り活動を実施することで、定期的に高齢者の見守りを行うというようなことが、これが鳥取県の日野町で今取り組んでいる効果として上げておられます。

そういうふうに吉賀町も今、移動販売もございませんが、今からすれば、今社協で言われたこと、また日野町でもそういうふうな意見があるということで読まさせていただきました。ということで、高齢者の方は楽しみであると、吉賀町内で言われておるそうでございます。

また、農林水産政策研究所によると、食品アクセスに制約があると、高齢者の健康（自立度）に影響するとされる食品摂取の多様性が低くなる可能性があること。高齢者の場合、買い物の不便や苦勞に加えて孤食傾向も外部化指向を高め、自立度を低める可能性があると報告しておられます。

このような状況から考えると、住民は、買い物代行業でなく移動販売を希望しておられるのではないかと考えます。そして、もし移動販売事業を行うのであれば、収益性を重視しなければならない民間事業者に頼るのではなく、町として、国・県の支援を受けて、町内の業者か、社会福祉協議会に業務委託に出すことなど考えたらいかがでしょうかということでございます。そうすれば、町民の安否確認などきめ細かいサービスにもつながるのではないかと考えます。町長の御意見を伺いたいと思います。町として、このことについて、移動販売事業について具体的な取り組みについて協議したことがあればお伺いしたいと思います。

町長、町民の皆様にとって、買い物は死活問題です。速やかなる対策を決断していただきたいと思います。

以上が、私の移動販売事業についての意見でございます。町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員、1点目でございます。高齢者等を対象にした移動販売事業について答弁させていただきたいと思います。

高齢化による免許返納等によりまして、移動販売事業のニーズは高くなっているというふうに思われます。また、移動販売をされておられました1事業者も昨年廃業となりまして、代替事業として、今年度から地域支え合い事業に買い物代行サービスを新設いたしまして、町の社会福祉協議会、広報紙や地区サロン等において周知を行っていますが、利用実績につきましては、これまでのところ1件ということまでとどまっております。

移動販売を利用されておられた地域の方々に、町の社会福祉協議会職員が地区サロン等で意見を聴取した結果、一部地域において、買い物に対する困り感が強いことや、移動販売に対するニーズも高いとの報告を受けておりまして、議員御指摘のとおりというふうに認識をしております。

現在、移動販売に係る補助金も準備をさせていただいておりますが、産業課においてございますが、地域商業等支援事業補助金制度と移動販売事業支援補助金制度の2つがございます。

まず、地域商業等支援事業補助金につきましては、新規で取り組みを始める場合、車両購入費やレジ関連機器等の購入に活用することができまして、移動販売事業支援補助金におきましては、燃料費の2分の1の支援が受けられる制度となっております。したがって、2つの補助金がございますが、1つはイニシャルコスト、2つ目、後段で申し上げましたものはランニングコストに

かかるもので、二通りで今助成制度を準備をさせていただいているということが実態でございます。

なお、地域商業等支援事業補助金におきましては、今年度から生活機能維持・確保の観点から補助率を従来の2分の1から3分の2へかさ上げをしたところでもございます。

それから、町としての協議状況でございます。昨年の移動販売事業の1事業者の廃止に伴いまして、関係課において、事業継続のための新たな担い手確保に向けて、町商工会をはじめ関係者と協議を重ねてまいりましたが、現在のところ実現をするには至っておりません。商工会、それから、そうしたことを希望といたしますか、考えておられる方からの御提案を受けながら協議してきたという事実はございます。

今後、さらに高齢化により買い物弱者が増大することが見込まれます。移動販売には、御紹介のありました農林水産政策研究所の研究報告のとおり、効果も期待できることから、現状分析を行いながら各関係機関と連携して、限られた財源の中でもあります、効果的な施策を実施できるように取り組んでまいりたいと思います。

先ほど冒頭のところで鳥取県日野町の資料を提供していただきました。大変ありがとうございました。今、通告の内容をお聞きしながら斜め読みをしましたけど、非常に先駆的な取り組みであるというふうに認識をいたしました。「合同会社ひまわり」というんですか、それと日野町行政とが、「ささえ愛コンビニ・プロジェクト」という事業に取り組んでおられて、この事業に加えて高齢者世帯の訪問を行う高齢者見守り業務と、もう一つは、いわゆるご用聞きというような表現がしてございますが、高齢者暮らし支援業務を組み合わせ、生活全体のサポートをしようというような事業というふうに見て取れました。

行政との関わりということで今申し上げましたプロジェクト事業、業務委託のようでございますが、事業運営資金2,000万円を貸付けをして支援をしておるということでございます。取り組みの効果は、先ほど議員のほうから御紹介がございました。かなり年数もたっておられるようでございますし、効果もあれば、逆に課題もあるんだろうと思いますので、せっかくいただいた資料でもございますので、直接的な担当課、保健福祉課であったり産業課ということになりますので、また、この日野町の先行事例も勉強させていただきながら、新しい切り口があるのであれば、ぜひ検討もさせていただきたいと思います。

それから、通告の中にもありました農林水産政策研究所の文献でございます。私もこれ読ませていただきました。この中にありますように、議員のほうからもお話がございましたが、買い物頻度が高いと、食品摂取の多様性得点が上昇して、多様性得点が高いほど活動能力指標が高くなっていましたということで、長期的には住民の皆さんの食生活や健康を改善する可能性があると考えられますということでございますので、非常に大きなメリットもある。

これずっと読んでいきますと、また今度は最後のところでは、一方で、というような書き方もしてあるんですが、これはやはり取り組みに対しての課題かなというふうに読み取りましたけど、こういうふうに書いてあります。多様な担い手の連携には課題があります。民間事業者の効率性と、今度は行政の公平性。これが両立しにくいといった課題や、行政が支援することで住民の危機感や当事者意識が低下して、結果的に集客数が落ちたり、買い支えの意識が生まれにくいという課題も生じます。なので、買い物困難者対策については、効率性や公益性のバランスが重要であって、住民による買い支えなど、自家用車を持つ住民を含めた地域住民自身の自発的な問題解決の力が生かされることが重要と言えます、ということでもありますので、いってみれば、今回議員のほうから御提案をされた、行政のほうが主体的に業務委託等で対応するという方法もあれば、今申しあげましたような政策研究所のほうでは、課題というような御提示もあって、民間業者様の効率性と行政との公平性、それを考えていかなければならないし、行政のほうがあまり前へ出ると、今度は地域性が、地域力というのがやはり低下をしていきますというような御提言だろうと思いますので、いろいろな観点から、今回提案のございました、通告のありましたこの移動販売事業について、検討を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今私が日野町のことを言いましたが、日野町は昨年、議会のほうも、この移動販売ではありませんけど、林業について視察に伺いました。そのときの資料でもあるんですけども、日野町の全体人口がちょうど吉賀町の半分程度2,907名、高齢化率も50.6%ということで、人口は吉賀町の半分程度でございますけど、似たようなところなのかなというふうに思っております。そこも結構うまい調子いっておるということでございますので、ぜひとも民間任せということになると、なかなかこれも、もし車を買うにしても、軽トラックで移動販売できるような形で、小さい道路にも入れるということで、そういうふうなものを買おうと結構な、保冷車でございますので高い値段があります。ネットなんかで見ると中古の車もありますが、そういうようなことも考えながら、これは食べることですので、先ほど衣食住の話が出ましたけれども、早急な検討。今も実際、町長の話では、産業課あるいは企画課のほうともお話は若干されておるというお話は聞きましたけれども、もう待たなしの状況だろうかと思います。高齢者でなくても皆さんが、若い方もやはり話を聞いてみると、町に出るのが面倒くさいときには、そういうのが来たら買うんだよというように、うちの地元の方でも言うておられます。そういうことでもありますので、ぜひとも早い決断をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続いて2問目のナラ枯れ対策についてお伺いいたします。

森林のナラ枯れについてお伺いいたします。

森林は木材の供給をするだけでなく、山地災害の防止や水資源の涵養、環境保全など多くの機能を持っております。しかし、林業も衰退の一途をたどり、荒れ果てた状態となっております。

昭和61年頃より、ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯らす病原菌をカシノナガキクイムシ、通称、本なんか見ますとカシナガという虫でございますが、この虫が媒介する、体長5ミリぐらいの小さい虫です。ミズナラ等が集団的に枯損するナラ枯れが発生しております。この被害は、ちょうど今時期でございますが、7月から8月頃急激に枯れ始めて、10月以降に枯れることは少ないとのことでした。

なぜ私がこのナラ枯れについて質問するかといえば、この5月の連休に裏山に入ってみると、無残にも立ち枯れ木が、そして半枯れで弱ったナラの木が林立していました。以前からナラ枯れがあるということは知っておりましたが、こんな惨状になっているとは思っていませんでした。このため5月14日ですが、私の地元から、今町長に渡した写真が幸地、立河内でございますが、幸地、立河内、沢田、広石、注連川、朝倉の一部ではありますが見て回りました。後から聞きますと、柿木の福川地区ですか、あそこもかなりのナラ枯れの被害が出ておるといってお聞きしました。どの地区にもナラ枯れの痕跡があります。このまま放置しておくと、里山のナラ木はなくなると感じ、町長に質問することとしました。

また、この被害木をシイタケのホダ木にした場合、シイタケの発生が少ないということを私自身が実感しておりました。この話を立河内の私の1つ下の後輩ですが、この話をしましたら、自分も半枯れのような木に植えたら、なんとシイタケの出が悪いというような話をされておりました。やはりこのカシナガという虫が入るとよくないというふうに思っております。

そういうことがありましたので、島根県の被害状況を確認しようと思ひまして、県のホームページを開きましたが、データが2010年から2012年と古いため、島根県の森林整備課に尋ねたところ、市町村ごとには統計を出していないが、市町村では本数、体積等を把握しているだろうとのことでした。

ちなみに、県の調査では、吉賀町が2010年には226本、2011年には209本、2012年にはゼロ本というようなことがホームページには出ておりました。県が町の公表していないということでございますので、吉賀町のこの被害状況というものをここで公開していただきたいというふうに思っております。

ここのナラ枯れ被害の状況、これは県の単位でございますが、平成22年から町村単位は県は公表していませんが、県の西部・東部というようなことで被害状況を出されております。平成22年に県の西部が2万5,760本ということです。東部はありません。23年が西部が1万931本、県の東部は1,323本でした。この当時は西部のほうが多かったわけですが、27年頃からは統計から見ると、西部がどんどん減りまして東部が増えております。27年が西部

が689本、県の東部が2,905本。29年に入ると西部が1,473、東部が1,670。それで、30年代に入ると西部が575本で、県東部が1,137本。令和元年が西部が489本、東部が901本ということで、令和2年、3年になると今度はまた逆転しまして、こっちの西部のほうが増えておると。一番直近で、令和3年が県の西部が2,276本、県東部が712本というようなことで西部のほうが再び増加傾向にあります。早期にこの駆除を行わないと、被害は広がる一方と思います。

このように被害木が増加する中、もう一点被害木の対策についてお聞きします。県は「森林資源緊急保全対策事業実施要領」、これは平成25年の3月21日から施行というふうになっております。この要領の第3、事業対象区域に、この事業は県東部の各圏域（松江、雲南、出雲）であって、ナラ枯れ対策の対象区域については、被害の状況を勘案して、島根県ナラ枯れ対策連絡会議「地域対策会議」等で定められた区域とするとされています。ということは、この西部地区、吉賀町はこの事業対象区域には入っていないということになるのではなかろうかと思えます。

被害木は、ここからもそのほうにちょろちょろ見えるわけですが、景観を損ね、倒木の危険性もあります。特に町道、林道付近では、伐採しないと危険でもあります。また、被害木は伐採しても森林で燻蒸処理か、運び出して薪にして焼却処分しないと絶滅にはならないとあります。個人ではなかなか大変だと思います。早急なる対策を講じなければならない状況に置かれていると考えますが、この県の定めた実施要領の事業対象区域の変更依頼などを含め、今後のナラ枯れ対策について町長のお考えをお聞きいたします。それと、先ほど申し上げました吉賀町の被害木の状況が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして2点目のナラ枯れ対策についてということでお答えをしたいと思います。

まずは、貴重な写真の提供ありがとうございました。議員の地元の幸地と、それから私が居住しております立河内の写真でございまして、まさに私の自宅の裏が写ってございまして、かなりの被害があるというのは、私も承知をしておるところでございます。ありがとうございました。

それで、まず1点目のナラ枯れ被害の最近の状況についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおりでございますが、町内のナラ枯れ被害は、近年増加傾向にございます。産業課の調査によりますと、平成30年に404本、令和元年は414本、令和2年は1,958本、令和3年は2,174本、そして、昨年令和4年は2,254本というふうに急激に伸びておるわけでございます。島根県が取りまとめております西部地域の被害木の大半は吉賀町と。約9割が吉賀町で確認されておるということでございます。

ということなんです、私もあちこち出張に出かけることがありますが、とりわけ吉賀町がそ

の9割もあるという状況では私はないと思います。先般もこの通告があつて、担当の産業課長のほうにもこの調査方法を確認しました。職員による目視でございます。ということは、よその自治体のことをとやかく言う筋合いのものでもございませんが、私は産業課の職員がつぶさに目で、目視をして踏査をしていただいた結果がこうでございます。逆に目視で踏査をしても見えないところもあるわけでございますから、先ほど言いました本数でいいまでも、まだまだこれ以上の実態がやっぱりあるんだろうと思います。ですから、とりわけ吉賀町が県西部の中、あるいは島根県で多いというそのエビデンスは、私はないと思いますので、やはり全体的な面的なことで考えれば、全県的にあるいは全国的にこうした現象が起きているというふうに見て取るのが、私は適切ではないかというふうに考えております。

今、本数申し上げましたが、私は今回調べてみますと、県内でも多いんですが、民有林と国有林で申し上げますと、島根県の場合で民有林でこのナラ枯れ被害が多かったのは、島根県でいいますと令和2年。これは被害体積、材積・体積でいいますと、民有林が令和2年が1,300立方メートル、それから国有林につきましてもやはり令和2年が多くて3,300立方メートルですから、材積・体積だけでいうと、この令和2年というのが非常に多かったかなというふうに見て取れます。

それから、2点目の被害木の対策についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘の平成25年の森林資源緊急保全対策事業につきましては、島根県東部の圏域に限っての事業でございます。島根県の西部にあつては、平成21年から23年まで実施していたようでございます。島根県では、当初、吉賀町も含めた西部圏域から被害が発生し始め、その後東部に移動していった経過がございます。先ほど議員のほうからも御紹介があつたとおりでございます。平成21年から23年に実施した際には、吉賀町も御紹介のあつたその事業対象区域であつたと聞いておりますが、現在この事業自体は終了しておるということでございます。県のほうから回答があつたところでございます。ですから、島根県東部が対象地域でその事業がずっと継続しているという状況ではないようでございます。事業自体が廃止、終了したということのようでございます。

しかしながら、令和になり被害が再発している現状を島根県、それから関係機関とも共有し、防除それから駆除対策及び面的な伐採による拡大防止策等、具体的な対策について協議・検討していきたいと考えております。

また、被害対策としては幾つかございまして、林野庁の「ナラ枯れ被害対策マニュアル」によりますと、健全木へのカシノナガキクイムシの侵入を防ぐために、粘着剤等の塗布またはビニールシートの被覆を実施する方法、それから殺菌剤の樹幹注入により樹木を枯らすナラ菌やカシノナガキクイムシの餌となる酵母等を殺菌し、樹木の枯死や繁殖を防止する方法、それから被害木



内のカシノナガキクイムシを駆除するために、羽化脱出前に薬剤による燻蒸または焼却を実施する方法等があるようでございます。部分的には有効な手段ではございますが、いずれも単木処理となります。したがって、手間がかかり人件費や資材費等の処理費用が高額となるようでございます。

カシノナガキクイムシは、太い木で菌を繁殖しやすいところで増殖しておりまして、若い木は抵抗力があり増殖しにくいと聞いております。現在は、放置林が増え大きい木が増えているため被害が多く、被害拡散を防ぐためには、被害木の周辺を伐採し天然更新を図ることが必要でございます。そのためには路網の整備が前提になったり、広葉樹の大きな被害木を伐倒する技術が必要になったりするために、森師の育成や関係機関と連携を図るとともに、今後は広葉樹の利用を推進していき、広葉樹の有効利用方法を検討し、木材の価値を高めることで伐採を促進していきたいと考えております。いずれにしましてもナラ枯れは広く分布しておりまして、島根県とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

数年前にこのナラ枯れのことにつきましては、7番議員のほうからも通告がございまして、そのときも御紹介をさせていただいたんですが、いろいろ今エビデンスであったり、治験が進んでおりますので、島根県の中山間地域研究センターのほうも被害の実態であったり、対策、それから、いわゆる被害木を含めての後の利用方法なども織り交ぜていろいろな情報提供していただいておりますので、そうしたことを参考に産業課のほうも対策を講じていかなければならないと思いますし、それから、そもそも助成事業であって、措置をしておいたその実施要綱自体が今運用されていないという状況でございます。とはいいながら、一方は令和になって、またそうした実態、面的な部分を含めて広く見えておるところでございますので、また、あらゆる機会を通じて、県のほうにも情報提供をしながら対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 思ったよりも吉賀町のほうの被害木2,000本台に到達しておるということで、吉賀町の産業課のほうが大変小まめに歩かれたおかげで本数が多く出ているのかなという、町長のお考えのようですが、私もそうではないかなと思います。

それで、今の県のほうの要領が廃止されておるというお話でしたが、結局、被害木の助成措置はないということでございますが。今町長が言われた中で、私もちょっと今年の3月の一般質問の折に、森師の協力隊員のお話を、ナラ枯れとは直接関係ありませんけど、森師の話をちょっと質問させていただきました。この補助事業がないということになるとなかなか難しいかも分かりませんが、私はこのナラ枯れの木が、うちの裏山のほうに行っても、若い木は虫が入らんですが、30年、40年、50年という高年齢のナラ、木が枯れております。本当もったいない、真

っ直ぐな木がですね、30メートルもあるような木が半枯れとかほとんど枯れて、もったいないと思いつつ、私も裏の木を切ってシイタケ植えたならそういうふうなありさまでした。倒しておいても、ネットなんか見ると、そこで繁殖して、また新しい木に取り付いていくということなんで、私は、今町長の話聞きながらですが、森師の方をこのナラ木の枯れた処理をお願いを、町のほうは当然——森師の方は3年という時期があり、そうなるとうちの仕事がなくなってよそに行かれるか、町内で仕事をされるかのどちらかと思いますが、私も3月の折にいろいろ森師の方に対して、町のほうに製材とかいろいろなことを提案させていただきました。そういった中で、私はこのナラ枯れの木を焼却しないと駄目だということもありますので、午前中11番議員さんがちょっと言われておりましたが、バイオマスの発電、発電ということにはなりませんけれども、このナラ木の虫の入った木を、例えば地権者の方から、もうこの木は駄目なんだからと調査しながらですね、山師の方に切ってもらおう。切ってもらってそれを切り出して、薪ですね、そういうふうなところに、結構町内の業者あるいは山口県の山賊の向こうのほうに行っても、国道のへりに薪が並べて売ってあります。結構この町内の業者が売っておられる方も、30センチぐらいの長さで切ったものが、一把が800円とか900円とか結構値がするんですが、そういうふうな木を切り出していただいて、それをまた薪にする仕事ですか、そういうことにでもできれば、非常に儲かるということにはならないかもしれませんが、もし大きな仕事なくなったときに、そういう仕事でも就かれるようなことにはならないかなというふうに私は思いましたが、町長、何かそういうふうなこと、今から協力隊の方のことも、来春で満期の方もおられるかも分かりませんが、そういう方のことも考えながら、何かこういうふうなことを考えられたらいいかなと思いますが、町長がもし考えておられれば、今とっさのことを言うても、そんなことは考えてはいないといえおしまいです、一言いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 森師のことについてお話をしたいと思いますが、今3期生でしょうか、森師の研修を受けていただいております。第1期生が今年度が卒業ということでございます。問題は、いかにしてこの町内に残っていただいて定住をしていただけるか。なりわいとして、それをいかに生かしていただくかというのが非常に大事な部分でございます、これは御本人さんたちを含めて、産業課のほうでいろいろ関係者とお話をさせていただいておるところではないかというふうに思います。

今、議員のほうからも一つの提案ということで、今回のナラ枯れの被害木のほうを伐倒でしようね、伐倒のそうしたお手伝いをしていただいたらという御提案でございました。本来的に申し上げますと、森師は当然御本人さんのスキルをアップして、山の担い手であったり、山を利活用するというのが本旨でございますので、直接的にこの伐倒云々ということではないかと思いま

すが、ただ、見方を変えれば山を守るとかそうしたこと、森林を守るといふことで考えれば、こうした対応も当然必要な部分だろうと思います。なので、また森師の方あるいは指導に当たっております産業課の職員であったり、御指導いただいておりますポロ・ビーシーエスの会社の方であったり、そうしたとこの方といろいろ御助言をいただきながら、そうした対応についてもまた協議をさせていただきたいなとこういふふうに思っております。

それから、薪のほうの利活用の話もございました。先ほど申し上げましたように、島根県の中山間地域研究センターのほうで、ナラ枯れの対策といひますか、現状はどうなのかということと、ちょっとこれも古い資料なんですけど、利用方法ということで3通りに分けて提案をいただいております。1つは被害木、いわゆる枯死木を利用する場合と、2つ目は無被害木を利用する場合、それから3つ目が、被害木だけど枯死していない、死んでいない木を利用する場合ということで、おおむね3つに分けて、これの利用のことをペーパーとして情報提供もしていただいております。その中に薪のことがあるかどうか、私も承知をしておりますが、いろいろな研究機関で見聞をされたものを情報提供もしていただいておりますので、今御提案のあった内容も含めて、今度はまた現場のほう、それから担当課のほうといろいろなことを検討させていただきたいなというふうに思っております。

まずは、被害にあった現場の対策を講じながら、あとどういふふうにつなげていくかというところが大事なところだと思いますので、そのサイクルの中でいろいろなことを協議なり、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） また元へ戻りますが、今補助事業がないということで、今から県とかいろいろ担当課のほうで話されるということでございますが、早い対策をしていただき、もしできれば、里山ばかりというか、高いところも結構枯れておりますけれども、早急にしないと広がる一方だと思います。もし予算がつけば、例えば実験というか、そういうふうな被害があるところを町のほうでどうやったらいいんかという対策を、試験場じゃないですが、そういうふうなものをつくって、どうやったら一番有効かというようなことも考えながら、また予算立て、被害木を少なくすることを早めな考え方をぜひともしていただきたいと。県と検討するといつても、なかなか時間がかかるかと思っておりますので、ぜひとも町独自でも、少しでも、一歩でも早く被害木をなくすということを考えていただきたいと思ひます。ひとつ検討をよろしく願ひいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時49分休憩

午後 2 時 58 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6 番目の通告者、1 番、桜下議員の発言を許します。1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 1 番、桜下でございます。本日最後の質問になります。どうかよろしく願いいたします。

私は 2 問通告をしております。1 問目は、六日市病院（石州会）への財政支援についてということであり、2 問目は、旧蔵木中学校の校舎も、体育館もそうでありますが、旧蔵木中学校の活用についてということで質問させていただきます。

それでは、1 問目の病院への財政支援について質問させていただきます。

この質問につきましては、同僚議員も今日質問が出ておりますし、町長も何度も全協なり本会議で質問されて、また答弁されておりますが、この財政支援に関しましては最後になるかも分かりませんが、どうかよろしく願いいたします。

病院に対する財政支援につきましては、町長は全協あるいは本会議でこのように申されております。また、病院に対しましても文書で回答しておられまして、中身を言えば、特別交付税以外の財政支援はしない。町独自の財政支援はしないということを既に表明しておられまして、石州会のほうにも伝えられております。そのことにつきまして、理事長宛ての回答を少し紹介させていただきますと、令和 3 年度から令和 5 年度末までは、第 5 次社会医療法人石州会六日市病院支援計画（以下、第 5 次支援計画といいますが）の計画期間中であることから、財政支援は継続するということでもあります。これはいわゆる国からの特別交付税については、従来どおり財政支援はするということではありますが、一方で、町からの財政支援については、第 5 次支援計画、先ほど述べましたが、第 5 次支援計画で示した特別交付税を財源とした支援以上の財政支援はできないものと判断しておりますということで、既に石州会側にも町独自の財政支援はしないということをご述べられております。

町独自といいますが、実は特別交付税の交付率が、平成 28 年度から 80% になりましたので、残り 20% については、町の一般財源から拠出をし、特別交付税として財政支援をしております。つまり、町から全く財政支援はしていないという意味ではありません。町民の皆様は少し誤解をされておられると思いますが、町長も町民説明会でこのことを、町長といいましょうか、担当課のほうからこのことは説明をしておられますが、なかなか町民の皆さんは、町独自で支援をしないというふうに通じた理解をされていることが多いということをお聞きしておりますので、今日あえて特別交付税のうちの 20% は、町の一般財源から拠出しているということをご述べさせていただきましたが、私はいろいろ調べましたが、この六日市病院に対する財政支援は、特別交付税い

わゆる先ほど説明しましたが、それを含めまして、町も令和2年までは単独で5,000万円から1億円の単独の支援をしておりますが、令和3年度以降はしておりません。平成30年は1億9,400万円、令和元年度は2億6,000万円、令和2年度は2億1,000万円、昨年度は1億9,700万円。この4年間で平均2億1,500万円財政支援をしております。合計8億6,100万円の財政支援を石州会側に特別交付税を含めた財政支援をしております。

もう少し述べますと、この支援が始まった平成22年から約10年たっておりますが、特別交付税、町単独も含めまして、石州会側へ23億8,900万円の財政支援をしております。今年度の当初予算が76億円ですが、その数字と比べて分かると思うんですが、これが多いか少ないかは述べませんが、平成22年度以降、昨年までに約24億円の財政支援を石州会側にしております。財政支援を全くしていないということではありません。

しかしながら、なぜ私がこの質問を挙げたかといいますと、実は先ほど同僚議員の質問の中で、町長は不測の事態ということを述べられました。これはいろいろあると思うんですが、石州会は来年の3月31日まで運営をすることになっております。実は令和4年度の決算状況を入手しまして調べましたら、昨年度3月31日付で石州会は約1億3,000万円の赤字を出しております。

しかし、これは、当初は今年の2月に町長が全員協議会で見込みとしまして報告を議会側にしたときは、令和4年度の赤字は2億5,000万円ぐらいになるというふうな予想を述べられております。これはマスコミにも新聞報道にも出ておりました。実際には2億5,000万円の赤字予想が1億3,000万円にとどまったというのが事実であります。といいますと、町が予測しておりました赤字よりも1億2,000万円ぐらいは、石州会側が経営努力をしたのではないかという、これは数字に出ております。石州会側が経営努力の跡が見られないということが、指定管理を外した、選ばれなかったという理由の一つにもありますが、実際には、財政支援も先ほど10年間で23億円以上財政支援をしておりますが、昨年度の赤字が2億5,000万円の予想が1億3,000万円で済んだと。石州会側の理事長あるいは役員クラスの報酬を半減したりとか返納しているということで、この数字から見ると経営改善努力はしているのだと、私は数字から見ると判断をしております。

それはそれとして、町長は特別交付税以外の財政支援はしないんだということを既に述べられておまして、今年度も当初予算で特別交付税へ、約2億円ですが予算を計上しております。

先日の全員協議会でベッド数の算定替えで約5,000万円変わったということで、つまり2億円というのが、2億5,000万円ぐらいが今年度の石州会側に対しての財政支援ということになります。これはもう決定しておりますが、いずれにしましても1億3,000万円の赤字が出ております。それに加えて何度も出ておりますが、約7億円の多額な負債を抱えております。

来年の3月31日までという運営であります。先ほど言いましたように、この財政状況を見ますと、不測の事態がなきにしもあらずということを私は大変危惧をしております。

職員も新法人が設立になったりということで、大変な職員数も減っておるように聞いております。大変失礼な話かも知れませんが、期末賞与につきましても、既に前年度よりも1か月分は少なくなるとか、それから、今言ったように、採用で適性検査とか面接があるということで非常にそういうハードルが高いということで、既に若い看護師さん、職員さんは続々と辞めていかれているという状況が続いておりますが、関係者に聞きますと、職員さんが減った分につきましては何とかなる、不測の事態は何とか防げるということでありました。一方では、資金面で赤字を抱えております。多額の負債を抱えております。そのことで来年の3月31日までに不測の事態が発生するのではないかということ、私は大変危惧をしております。

町長は何度も全員協議会で言われておりますが、新法人に引き継ぐ前の医療・介護の空白はつくらないと言明をされておりますが、前倒しをすれば、それは別に問題ありませんが、不測の事態が起き得るのではないかと、大変私は個人的には不安視をしておりますので、今回質問をすることにいたしました。町が財政支援をしているということはよくよく分かりますが、不測の事態を防ぐためにも、財政支援をするべきではないかという思いでこの質問を選ばせていただきました。

大変残念ながら、町長の施政方針の中にも、石州会への財政支援ということは全く触れられておりません。施政方針を聞きますと、次期指定管理者から石州会を外す理由について、これは述べられておりますが、財政関係については、全く施政方針には触れられておりませんでした。やっぱりいろんな町政、施策があると思うんですが、優先順位をつけるのであれば、やはり町民の命、介護を守ることが、何をおいても一番の優先事項ではないかと私は思っております。とにかく医療・介護の空白をつくらないということは、つくることがあってはならないことであります。

そこで、るる述べさせていただきましたが、ここから質問させていただきますが、昨年、令和4年3月議会で私の一般質問で財政支援について質問させていただきましたが、町長は経営改善計画の内容が適正という判断に至ったら、その範囲内で財政支援を検討するということを答弁されております。経営改善計画、つまり評価委員会もこれは了としました。町長もこれは了としました。ということで適正という判断だと思んですが、その範囲内で財政支援を検討するという答弁をされておりますが、何を検討したのか、どうなったのか、まずはお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の1点目でございます。六日市病院（石州会）への財政支援にということで個別の質問がございますが、まず1点目についてお答えをさせていただきます。

まずその前に、先ほど冒頭は特別交付税の扱い、8割が国から、残りの2割は町のほうの独自財源、自主財源で補完をしているということのアナウンスをしていただきまして、大変ありがとうございました。加えて、第1次の支援計画から始まって現在に至っておりますが、総額で約23億円強、24億円の財政支援をさせていただいておるといこともアナウンスをしていただきました。ありがとうございました。

それから、当然のことでございます。ほかの議員さんの答弁でも申し上げましたが、我々行政に課せられておりますのは、住民の皆さんの命と健康を守るということでございますので、施政方針のお話もございましたが、当然のこととして、今あります六日市病院の病院機能を残すということ、さらには地域医療を守るということが第一義的にしなければならない最優先課題でございますので、そのことは繰り返して申し上げておきたいと思っております。

その上でございますが、令和4年3月議会で経営改善計画の内容が適正という判断に至ったら、範囲内で財政支援を検討、支援ということについて、どのように検討したのかということの質問についてお答えをしたいと思います。

令和4年6月議会でございましたが、このときの質問におきまして、大変厳しい財政事情の中ではありますが、一日でも早く公設民営化を実現したいという考えから、まずは法人の存続を図るため、経営改善計画に相応する財政支援を行いたいという旨の答弁をしております。計画に相応する財政支援という表現でございます。

また、そのためには、法人側にも公設民営化実現のため取り組むべき課題として、法人のアクションプランに掲げた目標のほか、評価委員会から提言のあった内容について実現し、経営の安定化を図っていった、支援と町財政負担の均衡を図るとい答弁であったと思っております。

そこで、検討はされたのかという御質問についてでございます。令和5年、今年の2月24日の全員協議会におきまして、「令和4年度の経営改善の具体的な進捗状況（改善額を含む）」ということについて、吉賀町としての見解あるいは町の顧問弁護士の見解について、資料等を提示しながら金額等も提示をしながら、その内容について、るる、その進捗であったり取り組み状況の報告を行ったところでございます。その内容については、改めて時間の関係もございしますので、申し上げることは割愛をさせていただきたいと思っております。

町といたしましては、経営改善計画が適正であるから財政支援を行うということではなくて、経営改善計画の実現に向けた進捗、取り組み状況が適正であるなら、あるいは適正であったなら、相応の財政支援を行うということ、このことは何度も何度も、こうした一般質問の場であったり、予算の質疑であったり、そうしたところ全員協議会でも繰り返し申し上げてきたところでございますので、それに相違はないというふうに認識をしております。

しかしながら、結論といたしまして、財政支援を検討したが、経営改善計画いわゆる経営改善

が見込めないとして、石州会を断腸の思いでございましたが、指定管理者として選定することを断念をしたということでございます。

繰り返して申し上げますが、経営改善計画が可であったから、適正であったから財政支援を直ちにするというのではなくて、その適正であった経営改善計画を確実に履行していただく。さらにそれ以上の提案のあった経営改善について実行していただく。その上で必要な財政支援をさせていただくというのが、相応の財政支援という意味でございますので、この点につきましては本当に繰り返しになりますが、改めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） これは昨年の3月議会での一般質問であります。つまり今町長述べられましたが、計画は適正であったが、取り組みが不十分であったということで、相応の財政支援ができなかったというふうに理解をいたしました。これにつきましては別にコメントはしません。

2 番目に、今年の3月に石州会に対し、令和5年度までの第5次支援計画は継続する。令和5年度つまり今年度ですが、新法人の設立、公設民営化での運営移行期間となります。石州会の協力状況を考慮し、議会に提示し、適切に具体的な支援を講じると、今年の3月石州会のほうに回答されておりますが、具体的な支援とはどういうことだったのでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2 点目でございます。石州会に対する第5次支援計画における令和5年度の新法人への移行までの期間の具体的な支援についてということだろうと思っております。お答えをさせていただきたいと思っております。

本年度が最終年度となります第5次の六日市病院支援計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画期間となっております。その基本方針として、「吉賀町の行政支援策は、財政状況等を反映した必要最小限の範囲」としております。

その具体的な支援内容としては、不採算地区公的病院等に対して措置されます特別交付税額を補助金化し、もって六日市病院に対し交付するというふうになっておりまして、令和3年度及び令和4年度につきましては、それぞれ約1億5,800万円を交付をしております。

また、令和3年度におきましては、先ほど来お話があります、経営改善計画作成に対してのコンサル費用といたしまして990万円を別途交付しておりますが、これも必要最小限の範囲という認識の中で交付をさせていただいたところでございます。

本年度においてもこの計画が進行中でありまして、計画期間中の財政支援は継続することをこれまで申し上げておりますことから、当初予算及び、今回補正予算で計上しております不採算地区公的病院等に対して措置されます特別交付税の算定基準額について補助金交付を行う考えで



ございます。

全員協議会で御説明申し上げましたように、これまでの算定方法に準じて、少し計算方法が単価等が変わりましたので計算をいたしまして、本来であれば交付税部分、純然たる交付税部分であれば4,300万円余でございますが、これにお話がありました2割の町の独自の財源を上乗せをいたしますので、歳出のベースで申し上げますと約5,300万円の補助金を交付しようということで、先ほど議員のほうから決定という御発言もございましたが、今まさに上程で、できれば16日のところでそれが決定になるように議決を頂きたいというふうに考えております。

なお、これまでも何度も申し上げておりますが、石州会に対しましては、特別交付税を財源とした補助金以外の財政支援を実施する予定はございません。石州会の資金的な状況から、令和6年3月末より前倒しで新法人へ移行となる可能性も考えられることから、不測の事態に備えて粛々と準備を進めてまいりたいと思います。

そうしたこともございますので、2月24日に全協で方針を申し上げ、それから直後のところで新法人立ち上げに向けての準備もさせていただいて、現在は県の医療審議会のほうへ、その書面を預けておるということでございます。これが今月中に御審議を頂いて、早ければ、順調にいけば7月の初旬のところで承認が下りる。そして、スケジュールも全協でお示しをしておりますが、順調にいけば今年の9月の段階から、いわゆる新法人での、医療法人での訪問診療が開始できるのではないかとございまして、本当に一日一日が勝負でございまして、事務方のほうで、県あるいは連携協定を結んでいただいております日赤、さらには医療法人橘井堂さんのほうと協議をしながら、着実に今事務を進めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは、3番目の質問に移ります。これも後先になるかも分かりませんが、昨年6月3日の全員協議会で、町長は六日市病院の支援に関する町長の決意ということで、3項目決意項目を上げられておまして、これは恐らく、たしか号外で町民の皆さんにも配られたかと思いますが、町長の決意ということで、町長はこういう決意を述べられました。

社会医療法人石州会存続のため、経営改善計画相応の財政支援の実施、財政支援のための持続可能な町政運営を実現するという事を、町長は、町長の決意ということで全員協議会で述べられました。これが昨年の6月であります。1年経過しましたが、具体的に何を実現したのか、何を実施したのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年の6月3日の全員協議会以後のところ、町として町長として何をしてきたかということについてお答えをしたいと思います。

その昨年6月3日の全員協議会におきまして、私は町の方針ということで3つ申し上げたと思

います。

まず、1点目は、厳しい財政事情の中での経営改善計画に相応する財政支援を行って病院の存続を図るということ。

2つ目は、病院と行政とで様々な課題を克服して持続可能な病院経営を行うために、アクションプラン等の実行支援を行うということ。

そして3つ目は、病院に対して経営改善計画に相応の財政支援をしていくための持続可能な町政運営に努める。

以上の3つでございました。1点目、2点目につきましては、これはこれまで何回も申し上げておりますので、個々具体のことは申し上げませんが、3点目の相応の財政支援をしていくための持続可能な町政運営ということについてお答えをしたいと思います。

財政健全化の取り組みといたしまして、令和5年度の当初予算編成における必要性、効果性、そして効率性の3つの要素による事務事業の見直し、あるいは公債費の増加を抑制するため、起債額の上限設定、それから単独補助金の削減等を盛り込んだ予算編成等を行っております。

全員協議会のほうで、今年度もう始まっておりますが、令和5年度当初予算編成方針、これまで議会のほうへ来年度の当初予算の編成方針を発表したことは、これまでございませんでした。ところが、異例でございますが、やはり病院を守っていこうというためには、町の財政健全化を図っていかなければならないという観点で、議会のほうにも御報告もさせていただいた経過がございましたので、あえて全員協議会の中で、今年度、令和5年度の予算編成方針について公表させていただいて述べさせていただいたところでございます。種々することはございましたが、一番大きかったのは、単独の補助金を10%カットさせていただいて、その財源を地域福祉基金のほうへ積立てをさせていただいて、これからの病院機能、地域医療を守る財源として使わせていただきたいというような提案でございました。

当初、その財源が2,500万円余でございましたが、御案内のとおり、いろいろな条件の中で当初予算が否決をされるに至りました。打開策を案じていく中で、その10%の削減を5%に落として、とはいいまして金額が半分になるかということ、御説明をしましたとおり、自主財源に係る部分だけでございますので、単純に半分にはなりませんでしたが、結果的には2,500万円の削減額を2,100万円まで落として、これを福祉基金のほうへ積立てをさせていただきました。

それから、今度は私をはじめ特別職でございますが、こうした予算編成をせざるを得なかった。そして10%、5%の補助金をカットして、最終的にどこに支障を来していくかということ、地域で暮らしていらっしゃる住民の方お一人お一人でございますから、この気持ち、状況に寄り添うという趣旨で私は10%、ほかの特別職、副町長と教育長につきましても5%のカットをさせて

いただいて、総額で約220万円の財源を創出して、同じように地域福祉基金のほうへ積立てをさせていただいたということでございます。

こうした形で少しでも町の医療を守るために財源を確保していきたいという思いの中で、このような対策をこの間取らせていただきました。年度途中でこうした表明もさせていただいて、まず何ができるかという、当初予算編成の中でできるということをもまず行ってまいりました。当然、健全な町政運営ということになりますと、まだまだ行政改革であったりやることはたくさんございますので、このことにつきましては、これからの課題ということでまた引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） この質問の最後に私の思いを述べさせていただきますが、持続可能な町政運営ということで、その取り組みを今年度の当初予算に盛り込んだということを町長言われましたが、しかし、残念ながら当初予算は議会で否決をされました。修正は通りましたが。つまり否決されたということは、持続可能な町政運営、町長が取り組んだ予算を議会が否決したということは、この持続可能な町政運営については、非常に議会が厳しい判断をしたということをお申し述べまして、町長、すみません、時間の関係で次に行きます。

それでは、教育長にお伺いします。旧蔵木中学校の活用について質問させていただきます。

今まで同僚議員が、このことにつきましては本会議なり、また一般質問でも質問をしておりますが、何ら前進はありません。厳しいことを言いますが、六日市の住民ではありますが、何ら前進をしておりません。現在の状況をお聞きしますと、現在は電気も止められ、トイレも止められ、全く使えないという状況になっていると。しかも、これを通達してきたのは県だと。県の通達で、旧蔵木中学校の施設は今使えないということになっているというふうに聞いております。私は町立中学校だったので、施設は全て町の共有地だと思っておりましたが、なぜ県が今の時期になって蔵木中学校の施設の使用はいけないと、だめだということになってきたのか。その使用禁止の理由と原因をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） ただいまの1番議員の御質問にお答えいたします。

旧蔵木中学校の使用禁止の理由と原因についてでございます。県の通達というふうに言われましたけども、実際には、益田県土整備事務所の指導によるということでございます。

それでは、中身についてですけども、旧蔵木中学校施設につきましては、令和5年、今年ですね、3月末まで蔵木小学校の仮校舎として使用しており、現在でも申請と確認がなされれば、学校用途としての利用はできます。そして、学校施設として現に利用されているとすれば、学校体

育等に支障がない範囲で社会体育の利用に供することも可能ではあります。

しかし、現在は学校として使用しておりません。学校用途以外、例えば不特定多数の人が利用する公民館として、また社会体育や集会に利用する体育館として利用するには、用途変更が必要となります。つまり旧蔵木中学校の校舎及び屋内運動場の新たな利用に関しては、建築基準法に基づく建築確認（用途変更）の手続きが必要となり、その承認を得るためには、多額の経費をかけて消防設備、換気設備、浄化槽等、多くの設備を含む改修工事を行わなければならないからです。これが理由になるかと思えます。

続きまして、原因ということでございますけども、公民館向けに一部改修し、平成31年4月1日から屋内運動場を含めて蔵木公民館に貸し付け、この期間は、平成31年4月1日から令和4年8月31日までとなります。これは蔵木小学校の仮校舎だったためです。その際、階段を閉鎖して2階は不使用、それから5年間の限定利用、その他住民のみの利用等の制限を設けたものでしたけども、昨年、この後も、蔵木小学校を仮校舎として利用した後、ですから、令和5年4月1日以降については、この利用の仕方は適切ではなく瑕疵があったと県土から説明があって、この方法での利用が不可となった次第でございます。

我々といたしましては、少なくとも5年間、元へ返すものがあれば、令和6年3月31日まで、公民館に貸出しの契約で継続できるものと思っておりました。そこに齟齬が生じたというのが原因というふうになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、教育長の答弁をお聞きしましたが、用途変更をしなかったから使えないということではありますが、その中で多額な経費がかかると、改修には多額な経費がかかるということを述べられましたが、この経費等につきまして、教育委員会のほうで検討されたんですか。どのぐらいの費用がかかるのか。多分、検討していないんじゃないですか。そのまま放っておったんで、用途変更ができなかったというふうにお聞きしましたが、県土事務所のほうから用途変更するためにはこれだけの改修とか経費がかかりますよということを聞いておれば、それをまた検討するはずじゃないですか。このままでいけば、蔵木の皆さんが楽しみにしている文化祭ですか、それとか夏祭りとか何もできないですよ。経費がかかるから、県土事務所が用途変更していないからと、結局は、蔵木地区の住民の皆さんに不利益なんですよ。経費がかかるのであれば、どれだけかかるのか、どうすればええんかというのを検討すべきじゃなかったんじゃないですか。

すみません、2番目の質問に移ります。廃校から約3年ですか、経過しておりますが、なぜ今まで活用策が決まらないのか。もちろん教育長が就任される前からのことではありますが、なぜ今

まで旧蔵木中学校の活用策が、同僚議員からも質問が何度も出ておりましたが、なぜこうしたいんだ、こうするんだというようなことが、何も出てこないのか。言葉は悪いんですが、ほったらかしです。一言で言えば、そのように思ってやみません。本当に蔵木地区の方が困っております。教育委員会は何しとるんだと。なぜ今まで活用策が決まらないのか。ここについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、廃校から3年経過しているが、なぜ活用策が決まらないのかということについてお答えしたいと思います。

まず、それに至るまでの経過について説明をさせていただきます。旧蔵木中学校施設の利用用途につきましては、蔵木中学校、六日市中学校、両中学校の統合協議の過程において、今後どのように地域づくりに活用するかについては、地域と協議して決めることとなっております。

そこで、まずは統合直後の平成31年、令和元年度当初になりますけれども、蔵木地区自治会長会へお邪魔をし、施設の新たな活用策の協議検討をどのように進めていったらよいかといった内容の御相談をしたところでございます。それを受けて、自治会長会では、内部に検討委員会を設置して検討を始められ、自治会長会によるアンケート調査の実施、また、廃校利活用事例の視察などをされました。

しかしながら、自治会長会では、用途変更に係る建設費等予算の問題や大規模施設の維持管理の問題、また、年ごとの役員交代などで継続した検討活動が難しいとの判断をされ、当該施設の利活用については、令和3年3月末、ここで2年間経過しております。当時の自治会長会から教育委員会へ戻されたところでございます。その後、教育委員会内で協議を重ねましたが、基本方針としては、やはり地域づくりの拠点として活用されることが望ましいと考えております。ただし、地元の意向抜きで町教育委員会が協議方法から活用策まで提案し、それを受けて、蔵木地域の皆さんがよしあしを検討していくという流れはいかがなものかと思えます。旧蔵木中学校施設を地域づくりの拠点として活用していただくためには、地域の皆さんが自分事として向き合い、活用方法の検討の段階から関わっていただくことが大切だと思います。そうすれば、その後の活用についてもしっかりとつながっていくものと考えているところでございます。

したがって、その間、蔵木小学校の仮校舎を使用ということがございました。この辺りについては大変言いにくいことではございますが、その小学校の改修するためのいろいろな業者とのやり取りがあったり、設計、それから議会議決を頂いたり、それから昨年度改修というふうなことがございました。昨年9月に改めて自治会長会からも御要望がございましたので、その活用策を検討する委員をこの自治会長会に選出をしていただくようお願いをして、その後、委員は選出していただいたところでございます。現在6名の委員が選出されております。御指摘のように、スピード感に欠けるという御指摘はもつともで、反省すべき点多々ございますが、このような

経過をたどっての現在の状況となっている次第です。今後は選出された委員との協議を重ね、できるだけ早く活用策が決まるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） またまたですね、地元の自治会長会とか地元の協議会とか、いろいろ名前出ましたが、今聞きますと、自治会長会から一度は教育委員会のほうに差し戻されたということですが、それで、それを受けて今年の9月に自治会長会を開いて6名の委員が決まったと。それ以降は、1回もこの委員会は開かれていない。それに対して、教育委員会はどうなんですか。去年の9月から、もうちょっとしたら1年になりますよ。なぜ委員会が開かれないのかとか、どうするのかということ、スピード感が全くないですよ。今言われたのは、まるで蔵木地区の委員の皆さんが悪いみたいに聞こえますが、教育委員会としてのリーダーシップが全くないと私は思います。

3番目に移りますが、蔵木地区の多くの皆さんは、この老朽化している公民館を何とかしなければいけない、建て替えなければいけないというふうな声があると思うんですが、この要望に対しまして、この公民館の仕事というか、公民館のあれを蔵木中学校のほうに移行して、蔵木中学校を何とか公民館施設として、規模が大き過ぎるんですが、使えたらどうかというような要望を随分私も個人的にもいろんな方から聞いておりますが。これに対して、蔵木中学校を老朽化している公民館の代わりにしたらどうかというような声を随分聞いておりますが、教育委員会の対応がないと、何も聞いていないということが多いんですが、何かできない原因があるんですか。先ほどいろいろ聞きましたが、特に蔵木中学校を公民館として活用できないという原因は何でしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 質問の通告の3点目ということでお答えしてよろしいでしょうか。蔵木地区の多くの声は、老朽化している現在の公民館の建て替えより、旧蔵木中学校の活用である。この声に対し、教育委員会の対応が遅い、何が原因かというふうなことでございます。

これも少し前置きありますけど、蔵木公民館は昭和47年に建設、昭和54年に増築され、最初の建設から50年以上が経過しており、公民館としては町内で最も古く老朽化が進んでおります。蔵木地域の皆さんに御辛抱していただいている現状には大変恐縮しているところでございまして、蔵木公民館の施設をどうするかは喫緊の課題であると捉えております。

このことについては、先ほど申しました自治会のアンケートがございまして、ちょっとその自治会のアンケートを御紹介いたしますと、これは自治会長会で実施されました、令和元年9月に実施されたアンケートでございまして、蔵木地域220世帯中109世帯が回答されました。蔵木

中学校の施設の活用ということで、どういったものがよいかというふうなことでございまして、まず第1位に上がりました、公民館ということで11.4%、それから趣味・交流の場10.8%、宿泊施設9.6%、運動施設7.2%、特産品加工7.2%、企業に貸す3.0%、福祉施設3.0%、小学校に1.2%、住宅0.6%、資料館0.6%、その他6%、なしということで39.5%。1位としては、活用としては公民館なんです、なしという意見が4割近くもあつたというふうな結果になっております。

この結果を受けまして、自治会長会では公民館利用としての活用策を検討されたというところ、これについては先ほどの答弁でも申したとおりでございます。

それからですけれども、ここの旧蔵木中学校施設の活用が最も現実的な選択であるということについては教育委員会も考えておまして、現段階では、ここに公民館機能を移転することが適切であるというふうに私どもは考えているところでございます。

しかしながら、この施設はいわゆる公民館の機能だけでなく、蔵木地域の地域づくりの拠点としての機能を併せ持つ施設として活用することが望ましいと考えております。地元の皆さんも思いは同じであると考えておまして、地域づくりの活用策と同時に協議する必要があるかと思っております。そうした場合、まずは公民館の機能を移転し、次に、例えば特産品の加工所をつくり、先ほどアンケートの中のちょっとかいつまんで、それから企業店舗誘致をし、さらには簡易宿泊の施設も入れ、というように段階的な機能追加をしていきますと、追加するたびに、それに適合した改修を行わなければならないという事態が生じます。一度改修をした箇所さらに改修を重ねるとということになり、無駄を生じ経費もかさんでいくこととなります。したがって、まずは施設全体の活用策を十分に練った上で進める必要があると考えております。公民館施設の移転と地域づくりに向けての活用、両者を総合的に進めるために時間を要しているという次第でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 教育長、今のアンケートを聞いて、答えが既に出ているじゃないですか。公民館としての活用というのと拠点づくり、地域としての拠点づくり。これが蔵木地区の要望なんです。答えが出ているんですよ。何でこれ進められないんですか。今アンケート、るる答えられましたし、教育長も公民館としての活用、そして地域としての拠点づくり、にぎわいの創出等々ですね、今教育長言われました。まさしくそれが蔵木地区の要望なんです。何でそれに向かって教育委員会がステップを踏まないのか。答えは出ているのにステップを踏まない。つまり教育委員会のリーダーシップ不足なんです。教育委員会がこうやってやると言ったら、皆さん、蔵木地区の人は、自治会長会も、それはいい、それじゃ、これは僕らの希望なんで、要望

なんでやりましようとなるんですよ。

もう一点お伺いしますが、あと時間の関係で、5問目は飛ばしますが、中央公民館の館長である教育長ですね、蔵木中学校跡地の活用について、どのようなビジョンを思っているのか。今聞いたのは地域の皆さんの声ですから、教育長のビジョンはどうか。それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほど申し上げましたアンケートについてですけれども、このアンケートについて、1番目にある公民館。これはもちろん公民館としての利用ですので、問題ございません。2番目に上がっています、趣味・交流の場。これも公民館機能の第一として考えられるもので、問題ございません。3つ目の宿泊施設。これは誰を対象としたものなのか。本来の公民館機能ではないと思われます。これは、例えば町外の方をどなたか呼んでくるであるとか、どこかの都会地のお子さんを夏休みに呼んでくるであるとか、学生さんに宿泊していただくであるとか、そこの辺りのビジョンですね。蔵木地域の方は、単に宿泊施設ということではなくて、それを今後どのように活用して、どんな人に来ていただきたいか。あるいは、それはいいから、蔵木地区だけで公民館として設置すればよいかというところが問題になるかと思うんです。それから、次に例えば運動施設については、これも公民館で問題ないと思います。4つ目の特産品加工ですね。特産品加工というのは、これは何の目的として、実際販売をすごく目的でやるものなのか。それとも地域の、例えば高齢者であるとかそういう方々が、地域で交流して趣味でいろいろなものを作りながら、それをできれば販売にも向けるというふうなところの考えなのか。そこの辺りのビジョンをですね、これは教育委員会が提供して、どうですかではなくて、やはり私たちも投げかけはしますが、地域の方がどういうふうを考えるか、今後どのように使っていくかというのが大変大切になってくると思うんです。

ですので、教育長のビジョンといたしましては、地域の人、基本的なところは地域づくりです。公民館は前々から教育委員会で申していますように、公民館を拠点とした人づくり、地域づくりでございます。それを主にしながら、それは基本方針は変わりません、教育長として。ただ、具体的なビジョンについては、地域の皆様と一緒に考え出していくという姿勢が大切だと思っておりますので、私が今ここでビジョンをお示しするということはちょっとできないというところがございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今教育長が言われましたが、要望の中で宿泊施設とか、あるいは特産物の販売とか、なかなかこれは難しいとあるんですが、残りについて、今できるという、この協議はいつやるんですか。今すごく教育長いいことを言われましたが、いつ協議やるんですか。



いまだにやってないでしょう。それを蔵木地区の人は要望しているんですよ。いつ教育委員会と地域の人が話し合いするのか。いつ決めるのか。それをしないから、ずるずる用途変更で施設費用がかかる、結局止められる。このままでは何もできないんですよ、蔵木は。「くらぎフェスタ」は素晴らしいですよ。夏祭りも素晴らしい。でも、このままいったら、この夏できないんですよ。今使ったらいけないことになっているんですよ。だから今、教育長が来る言われましたが、その協議はいつやるんですか。今答弁できますか。できないでしょう。それを皆さん待っているんですよ。自治会長会あるいは委員会でもよし、教育長といつ協議するのか、いつ決めるのか。それを皆さん本当待っているんです。だから、みんなが教育委員会に対してのジレンマが出ているんですよ。それはお互いにいい悪いはあると思いますが、ぜひ早い機会に、今日私ここでお願いしましたので、ぜひいつやるかというのを決めていただいて、また蔵木地区の自治会長さんのほうに答弁をしてください、早めに。

それで、最後になりますが、この活用策をコーディネーターの人に依頼をしたとか聞いておりましたが、とんでもない話ですよ。これ蔵木地域の皆さんと教育委員会とが話し合いをして決めるべきなのに、よそから来たコーディネーターさんに依頼して、どうするか、ああするかというのは、全く問題外と思います。お名前は出しませんが、その方もいろいろされとると思いますが、やはり中心は蔵木地区の自治会の皆さんですよ。それと教育委員会ですよ。そこが決めないといけないですよ。だから、コーディネーターに依頼するとか何とかというのは問題外と私は思います。

すみません、時間の関係で、教育長すみません。議長にお願いしたいんですが、今教育長のビジョンとかいろいろお聞きしましたが、やはりここは、町のトップである町長が、旧蔵木中学校の活用策をどう思っているのか。やはり町長に、最後にぴしっとリーダーシップ取る意味で、もし町長が無理と言えば結構ですが、通告していないので。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そうであれば、そのように通告をまずしていただきたいと思います。先ほどから教育長が来る申し上げますように、まずはこの事務の所管は教育委員会のほうでございまして、まずそこをやるというのが、私は本来ある姿でございまして、そこを通り越して、私が町のトップという表現もございましたが、町長がというのは、これやはり組織上の問題として私はいかながなものかと思っておりますので、私は私なりの考えは持っておりますが、まずそれを任すのは教育委員会でございます。教育委員会が本丸でございますし、まだ言えば、本丸は蔵木地区の皆さんと協働でお話し合いをされるというのを議員もおっしゃられたわけですから、そこにおいて私が申し上げるといのは、私は時期尚早だろうと思っておりますので、また教育委員会のほうでしっかり検討していただいたものをもって、町としての最終的な方針を決定をさせていただ

きたいと。私はそれが正当な順番だろうと思います。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長、すみません、今後十分気をつけます。

時間の関係で最後になりますが、教育長、本当にスピード感を持って、素早く、蔵木地区の皆さんと協議をしてどうするか決めないと、夏祭りがすぐですよ。くらぎフェスタもすぐですよ。それから、今、公認グラウンドになつとると思うんですが、あそこで陸上を練習している方はトイレが使えないということで、六日市中学校来たりとか、よそで使っているというような不具合を聞いておりますが。グラウンドも使えないんですか、今。グラウンドは使えるんですか。そういうのもちょっと聞きましたんで、とにかくスピード感持って、早くどうするかというのを決定して、よろしくお願いします。何かありますか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 本当、蔵木地域の皆様が、本当に住みよい蔵木、暮らしてよしの蔵木になるように、全力挙げて、精いっぱいやるべきことに努めてまいりたいと思います。御質問ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） いろいろ教育長厳しいこと言いましたが、どうもすみません。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後3時57分散会

---